

第7章 保存管理

基本方針：本質的価値を構成する諸要素の厳密な保存管理等による歴史文化的空間の継承

特別史跡を構成する内曲輪、中曲輪ごとに、その本質的価値を構成する諸要素の厳密な保存管理及び保存環境の保全を図る。本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素も含めた、保存管理の方針とそれに基づく現状変更等の取扱基準を定め、管理・誘導を図ると共に、特別史跡への追加指定などの保護策の充実に努める。また、特別史跡外ではあるが、周辺地域の景観保全などの観点から重要な外曲輪及びバッファゾーンについては、歴史的景観に配慮した景観形成の推進方策を検討する。

本質的価値の保存を図りつつ、調査研究等による一層の価値の顕在化についても推進し、姫路城で育まれてきた歴史文化的空間を、確実に未来に継承する。

第1節 保存管理の方向性

1. 本質的価値の保存

姫路城は単なる過去の遺物ではなく、これまで多くの先人たちにより伝えられ、現代に生きる我々が守るべき貴重な遺産であり、同時に、将来の世代にとっても重要な資産である。そのため、建造物、堀、石垣、土塁、地下遺構等の姫路城の本質的価値を構成する諸要素が衰亡、毀損、滅失することがないように、適切、確実に保存し、後世に継承しなければならない。その保護の方策として、各諸要素に応じた保存管理の方針について明示する。

2. 現状変更等に関する取扱い基準の明示

現代に生きる我々にあっては、その価値を保存すべき姫路城においても、事業やイベントのみならず、日常生活も含めた様々な活動を行っていく必要がある。特別史跡においては、姫路城を特徴づける本質的価値を構成する諸要素の保存や、姫路城のある景観の保全が前提となるため、修理や調査も含めた諸活動を行う上で必要となる現状変更等に関する取扱い基準を明示する。

3. 保存に係る区域の拡充・公有化

特別史跡外に存在する地下遺構等を適切に保存するため、特別史跡と一体的な価値を持つ城門跡や堀跡等の未指定区域の追加指定に向けた取り組みを促進する。併せて、特別史跡としての保存を確実なものとするため、史跡内に存する私有地の公有化を推進する。

4. 保存環境の保全

特別史跡においては、人為的な活動のみならず、自然の及ぼす影響についても適切に対応、対処できる保全策の検討を行い、諸要素の維持管理に資する良好な保存環境を保つことに努める。

5. 姫路城における景観の保全

姫路城のある歴史文化的空間は、姫路城に直接関わる歴史的な要素だけではなく、周囲の山並みや町の佇まい、人々の生活・生業などを取りこんだ文化的な要素から大きく影響を受け、形づくられている。姫路城内から見える景色と姫路城の背景となる景色、町の通りや川の流れなど、景観を形成する要素に内在する歴史的・文化的意味を顕在化し、景観等を含めたまちづくりとも連携し、歴史と暮らしが共存する歴史文化的空間の形成を目指す。

6. 調査研究の推進

現存する建造物、土塁、石垣や土地に埋蔵されている地下遺構など、姫路城の本質的価値を構成する諸要素及び現代の生活に利用されている町屋や文化財等について、計画的、継続的、総合的な調査研究を行い、活用や整備に資するためにより広く、より深く研究を進め、潜在している価値の一層の顕在化を図る。

第2節 特別史跡等の保存管理

第1項 特別史跡等の保護の方針

姫路城の本質的価値を損なうことなく、その保護を推進するため、各地区・区域ごとの諸要素の保護の方針について、大綱で示した地区区分ごとの将来像と併せて明示する。中曲輪の一部及び外曲輪等についても、特別史跡外であるものの、地域の一体的な保全を図る必要があることから、特別史跡の保護の方針として明示する。

なお、特別史跡については現状変更の規制により保護を図っているが、国宝・重要文化財建造物（国指定建造物）とその周囲の環境の一体的な保全を図る観点から、「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領（以下、作成要領）」の「環境保全計画」に倣い、改めて保護の方向性を示し、保護の方針等を定める。

表：特別史跡の保護の方向性

地区	区域	保護の方向性	
内曲輪	本丸等区域	保存区域	国指定建造物の周辺環境を保全する区域として、「往時の姿」の厳密な保存を図る。原則、近世、中世、近代に関する諸要素の保存、管理、防災、復元にかかる整備など、姫路城の保存・活用ににかかる整備以外は行わない。
	三の丸西部区域、三の丸中央部区域、三の丸東部区域、姫山公園区域、姫山樹林区域、内堀区域	保全区域	保存区域に隣接する、歴史的な景観や環境を保全する区域。原則、保存区域の保護の方向性に準じるが、その他の諸要素（動物を除く）については維持管理に努めつつ、撤去、移設等により整理を図る。
中曲輪	好古園区域、中曲輪北中部区域、中曲輪南部区域、中曲輪東部区域、中堀区域、中曲輪南東部区域(特別史跡)	整備区域	姫路城の歴史的な景観や環境を踏襲しつつ、姫路城の保護・顕彰及びその価値を高めるための利活用を進める区域。その他の諸要素（動物を除く）については将来的には撤去、移設等を検討するが、現状の利用実態に応じて維持の措置を図る。

1. 特別史跡の保護の方針

(1) 内曲輪

地区	将来像	区域	本質的価値を構成する諸要素	歴史的変遷に関する要素		現代の利用に関する諸要素	
			近世に形成された諸要素	中世以前に関する諸要素	近代の都市形成等に関する諸要素	姫路城等の保存・活用に 関する諸要素	その他の諸要素
内曲輪	往時の姿を保ち続ける城郭	本丸等区域	<ul style="list-style-type: none"> 適切な日常管理を行い、現状の厳格な保存を図る。 毀損、衰亡等している場合は、学術調査等を行い、その成果を踏まえて保存、復旧等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 本質的価値との共存、調和を図りつつ、適切な管理を実施。 石棺や石造物等については、適切に保存し屋内保管が必要な場合は、移設等を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本質的価値との共存、調和を図りつつ、適切な管理を実施。 地下遺構等として確認された場合は、近世遺構との整合を検討し、必要に応じて移設、撤去等を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検と維持管理を行う。 施設の長寿命化を図り、必要を整理し、必要に応じて新設、改修、移設・撤去を行う。 本質的価値を構成する諸要素の調査研究を行い、価値の向上に資する整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 撤去・移設を行う。 新設は行わない。 撤去・移設を検討する。
		三の丸西部区域					
		三の丸中央部区域					
		三の丸東部区域					
		姫山公園区域					
		姫山樹林区域					
内堀区域							

(2) 中曲輪

地区	将来像	区域	本質的価値を構成する諸要素	歴史的変遷に関する要素		現代の利用に関する諸要素	
			近世に形成された諸要素	中世以前に関する諸要素	近代の都市形成等に関する諸要素	姫路城等の保存・活用に 関する諸要素	その他の諸要素
中曲輪	歴史を尊重し、時代とともに生きる城郭	好古園区域	<ul style="list-style-type: none"> 適切な日常管理を行い、現状の厳格な保存を図る。 毀損、衰亡等している場合は、学術調査等を行い、その成果を踏まえて保存・復旧等を行う。 	本質的価値との共存、調和を図りつつ、適切な管理を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 本質的価値との共存、調和を図りつつ、適切な管理を実施する。 地下遺構等として確認された場合は、近世遺構との整合を検討し、必要に応じて移設、撤去等を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検と維持管理を行う。 施設の長寿命化を図り、要不要を整理し、必要に応じて新設、改修、再編、再整備、移設・撤去等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として整備しない。 撤去・移設を検討する。 既存施設の機能維持に努め、長寿命化に努める。 長期的には史跡に相応しい景観となるように努める。
		中曲輪北中部区域					
		中曲輪南部区域		—			
		中曲輪東部区域		本質的価値との共存、調和を図りつつ、適切な管理を実施する。			
		中堀区域					
中曲輪南東部区域(特別史跡)							

2. 特別史跡の周辺地域の保護の方針

地区	将来像	区域	姫路城に関連する諸要素	歴史的変遷に関する要素		現代の利用に関する諸要素	
			近世に形成された諸要素	中世以前に関する諸要素	近代の都市形成等に関する諸要素	姫路城等の保存・活用に 関する諸要素	その他の諸要素
中曲輪	歴史を尊重し、時代とともに生きる城郭	中曲輪南東部区域	<ul style="list-style-type: none"> 現状の保存に努める。 重要遺構が確認された場合は、保存状態、歴史性等に応じて保存に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 記録保存に努める。 重要遺構が確認された場合は、保存状態、歴史性、希少性について総合的な検証を行い、保存に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 重要遺構が確認された場合は、保存状態、歴史性、希少性について総合的な検証を行い、保存に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検と維持管理を行う。 必要に応じて新設、改修、移設を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の景観との調和を図る。
外曲輪	現代と調和しながら、暮らしと歴史が共存する城郭	外曲輪区域					
バッファゾーン等		バッファゾーン等区域					

第2項 現状変更等

姫路城の本質的価値を保存する措置として、その現状の変更等に関する規定が設けられている。

文化財保護法第125条に、「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」と規定されている。

1. 現状変更等にあたる行為

特別史跡の保存に関して、現状変更等にあたる行為は、次のようなものがあげられる。

- ① 発掘調査等及び調査成果に基づく保存・活用のための整備

- ② 道路・橋梁、公園の修繕・改修工事
- ③ 建築物・構造物の新築、増築、改築、移転または除却、意匠・色彩変更
- ④ 工作物（仮設物）の設置、改修、移転または除却、意匠・色彩変更
- ⑤ 土地の掘削、盛土、切土などの地形の変更
- ⑥ 木竹の伐採、植樹
- ⑦ 地下埋設物の設置、改修、撤去
- ⑧ その他特別史跡の保存に影響を及ぼす行為（各種イベント等）

第3項 現状変更等が認められない行為

特別史跡内において、現状変更等が認められない行為は、以下のとおり。

- ① 本計画に定める基準等に反する場合
- ② 特別史跡の滅失、毀損または衰亡の恐れがある場合
- ③ 特別史跡の景観を阻害または著しく減じると認められる場合

第4項 現状変更等の許可等に関する取扱い

1. 許可を要しない行為

文化財保護法第125条第1項ただし書に規定する「維持の措置を執る場合」、「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」、「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」については、現状変更等の許可を要しない。

（1）維持の措置を執る場合

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和26年文化財保護委員会規則第10号）第4条に規定される「維持の措置」の範囲は、次のとおり。

- ① 史跡、名勝又は天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき
- ② 史跡、名勝又は天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき
- ③ 史跡、名勝又は天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

（2）非常災害のために必要な応急措置を執る場合

水害、震災、火災及びその他の予測しがたい事故による非常災害のために必要な応急措置を執る場合。

（3）保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合

「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」とは、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない次の維持管理行為とする。

①堀、土塁の維持管理行為

- ア 堀、水路を維持する日常管理（芥浚い、水路等の清掃、小規模な浚渫等土砂堆積物の除去など）
- イ 土塁法面の清掃、植生の日常的な手入れ（枯損木の処理、支障枝剪定、草刈など）

②国指定建造物等の維持管理行為

国指定建造物及び保全建造物の保存修理等工事において、杭等の打ち込みがなく、石垣等の保存に影響を与えない状態の単管もしくは枠組みによる足場設置

③道路の維持管理行為

道路、橋梁の日常的な管理、簡易な補修（路面の小規模な応急補修、高欄破損の応急措置、街灯などの清掃・保守点検、ガードレールなどの破損・劣化による応急措置及び部分的な取替えなど）

④公園としての維持管理行為

ア 植生の日常的な手入れ（枯損木の処理、支障枝剪定、添え木、病虫害防除、草刈など）

イ 街灯などの清掃・保守点検、路面の清掃及び簡易な補修、柵などの補修（小規模な塗り替えて同系色の塗装の場合）

⑤ 建築物、工作物等の維持管理行為

ア 建築物、工作物等の日常的な清掃・保守点検等の保守作業及び修繕

イ 電線、ケーブル等の張替え、取替え

⑥ その他の日常的な維持管理行為

2. 姫路市教育委員会が行う現状変更等に係る許可等

文化財保護法第 125 条の規定による現状変更等の許可が必要な行為のうち、次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、同法第 184 条の規定に基づく同法施行令第 5 条第 4 項の規定に基づき、現状変更等の許可（許可の取消し及び停止命令を含む。）を市教育委員会が行う。

- ① 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 平方メートル以下のものをいう。）で 2 年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- ② 工作物（建築物を除く。以下この(2)において同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ③ 文化財保護法第 115 条第 1 項（同法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する特別史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設の設置又は改修
- ④ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ⑤ 建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ⑥ 木竹の伐採
- ⑦ 史跡天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

3. 文化庁長官が行う現状変更等の許可等

上記 1 及び 2 を除くすべての現状変更等は、文化庁長官の許可を受けなければならない。また、文化財保護法第 168 条により各省各庁の長及び各省各庁の長以外の国の機関の場合は、あらかじめ文化庁長官の同意を求めなければならない。

第5項 特別史跡における現状変更等の取扱方針

特別史跡における現状変更等の取扱いとして、特別史跡が持つ本質的価値を後世に継承するため、その価値を減じる行為については、現状変更等を認めない。

第6項 姫路城の構成要素の保存管理の方針と現状変更等の取扱基準

姫路城の本質的価値を損なうことなく、また、関連する諸要素を含めた姫路城の構成要素の保護を推進するため、各諸要素の保存管理の方針及び各諸要素について予測される各種の現状変更等の取扱基準を明示する。本質的価値を構成する諸要素については一括して明示し、その他の諸要素については、内曲輪、中曲輪、外曲輪及びバッファゾーン等に大別して明示する。

1. 本質的価値を構成する諸要素

分類	諸要素	保存管理の方針	現状変更等の取扱基準	
本質的価値を構成する諸要素	近世に形成された諸要素	曲輪及び曲輪と一体となった自然地形	<ul style="list-style-type: none"> 適切な日常管理を行い、現状の厳格な保存を図る。 毀損、衰亡等している場合は、石垣、地下遺構等を含めた総合的な学術調査等を行い、その成果を踏まえ、適切に保存修理を実施する。 曲輪の維持管理に必要な排水経路の確認などを方法検討のうえ、実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本質的価値を維持するための、発掘調査、石垣調査は許可する。 本質的価値を維持するため、石垣・土塁・堀・地下遺構等の文化財的な価値との両立を検討したうえで、地形及び曲輪の保護のための必要最小限度の整備は許可する。
		国指定建造物	※本章第4節「国指定建造物の保存管理」に別途記載	※本章第4節「国指定建造物の保存管理」に別途記載
		石垣	<ul style="list-style-type: none"> 良好な状態で現存する場合は、厳格な保存を図る。 石垣カルテ等に基づき、適切に点検等を行い、変異や変調の把握に努める。 文化庁の「文化財石垣耐震診断指針(案)」に基づき、診断等を必要に応じて行い、保存方法や修理方法、安全対策等の検討を行う。 毀損、衰亡等している場合は、学術調査等を行い、その成果を踏まえて、地下遺構を含めた保存、復旧を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 「石垣修理計画」に基づき、長期的な視野にたつて計画的・継続的に保存修理を実施することとし、保存修理及びこれに伴う発掘調査は許可する。 耐震診断等の結果により修理を行う石垣については、石垣及び地下遺構の文化財的な価値との両立を検討したうえで、その保護のための必要最小限度の整備は許可する。
		堀	<ul style="list-style-type: none"> 良好な状態で現存する場合は、管理施設の維持等、適切な日常管理を行い、現状の厳格な保存を図る。 毀損、衰亡等している場合は、学術調査等を行い、その成果を踏まえて、地下遺構を含めた保存、復旧を行う。 現存する水面は、将来にわたって維持し、学術調査等の成果を踏まえ、関係機関と調整のうえ、堆積物の除去や水質の維持または浄化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の状態を維持するための施設等の設置、改修等は許可する。 石垣及び土塁、地下遺構の文化財的な価値との両立を検討したうえで、本質的価値を高めることにつながる整備は許可する。
		土塁	<ul style="list-style-type: none"> 良好な状態で現存する場合は、厳格な保存を図る。 毀損、衰亡等している場合は、本来の形状等について学術調査等を行い、その成果を踏まえて、地下遺構を含めた保存、復旧を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 石垣及び地下遺構、堀の文化財的な価値との両立を検討したうえで、本質的価値を高めることにつながる整備は許可する。
	地下遺構等	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査等により遺構等が発見された場合は、その状況に応じて保存、復旧を行い、出土遺物は適切に保管する。 発掘調査等は、目的に応じて範囲、位置等を必要最小限に限定し、遺跡探査等の非破壊調査法の併用に努めつつ、将来に検証が可能な調査手法を用い、調査状況を適切に記録する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構の状況把握等の必要最小限の発掘調査は許可する。 学術的調査(発掘調査及び史資料調査等)の成果に基づき検討したうえで、本質的価値を高めることにつながる整備は許可する。 	

※本質的価値を構成する諸要素に係る整備等の検討は、有識者で構成される会議にて行う。

2. 内曲輪における諸要素

分類	諸要素	保存管理の方針	現状変更等の取扱基準	
歴史的変遷に関する諸要素	中世以前に関する諸要素	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査等は、目的に応じて範囲、位置等を必要最小限に限定し、遺跡探査等の非破壊調査法の併用に努めつつ、将来に検証が可能な調査手法を用い、調査状況を適切に記録する。 発掘調査等により中世以前の遺構等が発見された場合は、姫路城の本質的価値を構成する諸要素との共存、調和を図りつつ保存に努めるとともに、出土遺物は適切に保管する。 石棺や石造物等については、本質的価値との共存・調和を図りつつ、調査研究を進め適切に維持管理しつつ、顕在化について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 近世の遺構保護を原則として優先する。 近世遺構が既に失われている部分での調査は許可する。 	
	近代の都市形成等に関する諸要素	公園	<ul style="list-style-type: none"> 近代の都市形成等に関する諸要素としての公園施設は、本質的価値との共存、調和を図りつつ、適切な管理を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 近世の本質的価値の顕在化を図る場合、近代公園施設の撤去は、記録保存した上で許可する。 近代公園施設の改修は安全性・必要性を検討し、本質的価値に影響を及ぼさない場合は許可する。
		保全建造物	<ul style="list-style-type: none"> 近代の都市形成等に関する諸要素として、本質的価値との共存、調和を図りつつ、適切な管理を実施する。 建造物下部の石垣については、国指定建造物と同等に扱う。 	<ul style="list-style-type: none"> 改修、補修等は許可する。
		歴史全体	<ul style="list-style-type: none"> 近代の都市形成等に関する諸要素として、本質的価値との共存、調和を図りつつ、適切な管理を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 改修、補修等は許可する。
		姫路神社	<ul style="list-style-type: none"> 近代の都市形成等に関する諸要素として、本質的価値との共存、調和を図りつつ、適切な管理を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設維持のための補修、改修等は歴史的景観に配慮した材質及び色調とし、地下遺構に影響を及ぼさない場合は許可する。
地下遺構等	<ul style="list-style-type: none"> 地下から重要な構造物等が発見された場合は、保存状態、歴史性、希少性、構造、意匠等について総合的な検証を行い、本質的価値との共存、調和を図りつつ保存に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 重要遺構の保存は、近世遺構の保護を優先したうえで許可する。 近代公園施設の撤去は、近世の本質的価値の顕在化を図る場合などは記録保存したうえで許可する。 		
現代の利用に関する諸要素	姫路城等の保存・活用に関する諸要素	<ul style="list-style-type: none"> 本質的価値を構成する諸要素への影響が相当軽微なものとなるよう、規模、意匠、色調などについて特段に配慮し、老朽化対策等、総合的な検討及び調整に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存建築物・既整備箇所等の補修、改修等については、歴史的景観に配慮した材質及び色調による修景を図るものは許可する。 姫路城の保存管理及び活用のために必要な施設については、地下遺構に影響を及ぼさないこととし、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない必要最小限度の整備は許可する。 	
	防災保安施設	<ul style="list-style-type: none"> 本質的価値を構成する諸要素への影響が相当軽微なものとなるよう規模、意匠、色調等について特段に配慮し、適切な維持管理や総合的な更新等を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 機能維持を図るための改修、補修は許可する 新設については、本質的価値を構成する諸要素及び史跡の景観に影響を及ぼさないものは許可する。 	

分類	諸要素	保存管理の方針	現状変更等の取扱基準	
現代の利用に関する諸要素	姫路城等の保存・活用に関する諸要素	展示施設	<ul style="list-style-type: none"> 本質的価値を構成する諸要素について、容易に理解できるようにするとともに、規模、意匠、色調、配置数、配置場所等は特別史跡への影響が相当軽微なものとなるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 国指定建造物内については、本章第4節で記載 天守の庭や旧大柱については、顕在化及び保存環境の改善を図るための必要最小限度の補修・改修等は許可する。
		文化財説明サイン等	<ul style="list-style-type: none"> 本質的価値を構成する諸要素について、容易に理解できるようにするとともに、規模、意匠、色調、配置数、配置場所等は特別史跡への影響が相当軽微なものとなるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 姫路城の保存管理及び活用に必要なものについて、設置方法、意匠等が文化財の価値及び景観に影響を及ぼさない場合は許可する。
		公園施設	<ul style="list-style-type: none"> 必要性と規模、意匠、色調、配置数、配置場所等を十分に検討し、本質的価値を構成する諸要素への影響が相当軽微なものとなるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 見学者に必要な施設・設備の新設及び改修については、地下遺構に影響を及ぼさないこととし、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は許可する。 既整備箇所改修については、歴史的景観に配慮した材質及び色調となるものは許可する。
		地下埋設物等	<ul style="list-style-type: none"> ライフライン、埋設管等の敷設については、原則として地下遺構に影響のないようにする。ただし、あらゆる方策を検討したにもかかわらず、他に選ぶべき手法がない場合に限り、地下遺構への影響を最小限に抑制するよう努めつつ、個別の事案に即して判断する。 太陽光発電等の自然由来のエネルギー施設の設置は行わない。ただし、設置による景観変化がない場合や設置により景観の向上が見込まれる場合は別途、判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の更新、改修、補修等は新規の掘削が伴わない場合は許可する。 新規の埋設については、管理上や景観の向上が見込まれる場合等については、地下遺構への影響を最小限に抑制したうえで許可する。 景観向上等に寄与せず、地下遺構に影響を与えるものは許可しない。 仮設や一時的な使用については、掘削を伴うものは許可しない。
		植生	※本章第6節「姫路城の植生等の管理」にて別途記載	※本章第6節「姫路城の植生等の管理」にて別途記載
	その他の諸要素	公共施設	<ul style="list-style-type: none"> 整備は原則として行わない。今後、特別史跡の指定区域外への移転等について具体的に検討する。ただし、来園者等への安全確保や動物福祉の向上などのため、緊急避難的に行う改修等については、本質的価値を構成する諸要素への影響が相当軽微なものとなるよう規模、意匠、色調、材質などについて特段の配慮を行う場合は、別途判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の維持・管理のための改修は許可する。 指定区域外への移転等に必要な措置は本質的価値に影響を及ぼさず、かつ景観に配慮して実施する場合は許可する。
		工作物	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の機能維持が困難となる時期を見据え、撤去に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の維持・管理のための改修は許可する。 新たな設置は許可しない。
		記念碑等	<ul style="list-style-type: none"> 既存の記念碑については、本質的価値を構成する諸要素に対して悪影響を及ぼさないよう屋内等へ移転、集約するものとし、新設は原則として行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな設置は許可しない。 既存碑等の移転・撤去は許可する。
		その他建造物	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の機能維持が困難となる時期を見据え、特別史跡の指定区域外への移転または撤去等について調整及び促進に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の維持・管理のための改修は許可する。 既存施設の建て替えは認めない。
		屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 原則、設置しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 撤去のみ許可する。
動物	※本章第6節「姫路城の植生等の管理」にて別途記載	※本章第6節「姫路城の植生等の管理」にて別途記載		

3. 中曲輪における諸要素（中曲輪南東部区域を除く）

分類	諸要素	保存管理の方針	現状変更等の取扱基準	
歴史的変遷に関する諸要素	中世以前に関する諸要素	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査等は、目的に応じて範囲、位置等を必要最小限とすると共に、遺跡探査等の非破壊調査法の併用に努めつつ、将来に検証が可能な調査手法を用い、調査状況を図面・写真等により適切に記録する。 発掘調査等により中世以前の遺構等が発見された場合は、本質的価値を構成する諸要素との共存、調和を図りつつ保存に努めるとともに、出土遺物は適切に保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> 近世の遺構保護を優先し、原則顕在化を図らない 近世遺構が既に失われている部分での調査は許可する。 	
	近代の都市形成等に関する諸要素	保存建造物	<ul style="list-style-type: none"> 国登録文化財である旧第十師団兵器庫(市立美術館)は、法令の規定等に基づき、保存する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国登録文化財としての価値を損なわない外観補修、内部改修については許可する。
		歴史的建造物等	<ul style="list-style-type: none"> 現存する歴史的建築物等の保護措置を検討する。 歴史的建造物等の所有者は、姫路城の本質的価値との共存、調和を図りつつ、適切な管理を実施する。 近代の都市形成等に関する諸要素としての兵庫県姫路護国神社は、本質的価値との共存、調和を図りつつ、適切な管理を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的建築物等の補修、補強、改修等の保存のための措置は許可する。
	地下遺構等	<ul style="list-style-type: none"> 地下から重要な構造物等が発見された場合は、保存状態、歴史性、希少性、構造、意匠等について総合的な検証を行い、本質的価値との共存、調和を図りつつ保存に努める。 現地にて保存できない場合は、移築等についても検討した上で、他に選択肢がない場合は記録保存を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 現地にて保存できない地下遺構等の保存のための移築等は許可する。 重要遺構の保存は、近世遺構の保護を優先したうえで許可する。 	
現代の利用に関する諸要素	姫路城等の保存・活用に関する諸要素	保存管理施設	<ul style="list-style-type: none"> 適切に維持管理を行い、長寿命化を図る。 改修や補修にあたっては、歴史的景観に配慮した材質及び色調とする。 施設の新設や移転、増設等については、本質的価値を構成する諸要素への影響が相当軽微なものとなるよう規模、意匠、色調などについて特段に配慮し、位置・規模等については総合的な検討及び調整に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の機能維持を図るための改修・補修等は許可する。 施設の新設等については、地下遺構に影響を及ぼさないこととし、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は許可する。
		防災保安施設	<ul style="list-style-type: none"> 適切に維持管理を行い、長寿命化を図る。 施設の新設や移転、増設等については、本質的価値を構成する諸要素への影響が相当軽微なものとなるよう規模、意匠、色調などについて特段に配慮し、総合的な検討及び調整に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の機能を維持するための改修・補修等は許可する。 新設等については、本質的価値を構成する諸要素及び史跡の景観に影響が相当軽微となるものは許可する。
		展示施設、調査研究施設	<ul style="list-style-type: none"> 適切に維持管理を行い、長寿命化を図る。 本質的価値を構成する諸要素を理解する特段の効果が期待できることに鑑み、新設や増設にあたっては、その必要性と規模、意匠、色調、場所等を十分に検討し、本質的価値を構成する諸要素への影響が相当軽微なものとなるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の機能を図るための改修、補修等は許可する。 本質的価値を構成する諸要素を理解するうえで、特段の効果があると期待できる新設や増設については、地下遺構に影響を及ぼさないこととし、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は許可する。

分類	諸要素	保存管理の方針	現状変更等の取扱基準
現代の 利用に 関する 諸要素	文化財説明 サイン等	<ul style="list-style-type: none"> 本質的価値を構成する諸要素について、容易に理解できるようにするとともに、規模、意匠、色調、配置数、配置場所等は特別史跡への影響が相当軽微なものとなるようにする。 	<p>姫路城の保存管理及び活用に必要なものについて、設置方法、意匠等が文化財の価値及び景観への影響が相当軽微となる場合は許可する。</p>
	公園 ・ 広場	<ul style="list-style-type: none"> 必要性と規模、意匠、色調、配置数、配置場所等を十分に検討し、本質的価値を構成する諸要素への影響が相当軽微なものとなるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 見学者に必要な施設・設備の新設及び改修については、地下遺構に影響を及ぼさないこととし、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は許可する。 既整備箇所改修については、歴史的景観に配慮した材質及び色調となるものは許可する。
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 必要性と規模、意匠、色調、配置数、配置場所等を十分に検討し、本質的価値を構成する諸要素への影響が相当軽微なものとなるようにする。 再編あるいは再整備を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理に必要な施設の更新、改修等は許可する。 史跡全体の整備・活用を検討したうえで、再編あるいは再整備を行うものは許可する。
	地下埋設物 等	<ul style="list-style-type: none"> ライフライン、埋設管等の敷設については、原則として地下遺構に影響のないものとする。ただし、あらゆる方策を検討したにもかかわらず、他に選ぶべき手法がない場合に限り、地下遺構への影響を最小限に抑制することを前提に、個別の事案に即して判断する。 太陽光発電等の自然エネルギーを利用した発電施設等の設置は行わない。ただし、設置による景観変化がない場合や設置により既存電柱等の撤去が進むなど景観の向上が見込まれる場合は別途、判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の更新、改修、補修等は新規の掘削が伴わない場合は許可する。 電線地中化など、景観の向上が見込まれる場合等については、地下遺構への影響を最小限に抑制したうえで許可する。 施設の維持・管理あるいは安全上必要な場合で新設を行う場合については、地下遺構に影響を与えないものは許可する。
	植生	※本章第6節「姫路城の植生等の管理」にて別途記載	※本章第6節「姫路城の植生等の管理」にて別途記載
その他の 諸施設	道路	<ul style="list-style-type: none"> 新設は原則として行わない。ただし、近世の町割りや街路等を踏襲した位置及び幅員への変更等、本質的価値を構成する諸要素の保存に寄与する場合には、別途判断する。 改修については、本質的価値を構成する諸要素への影響が軽微なものとなるよう規模、材質、色調等について配慮し実施する。 当面は現状維持とするが、長期的には史跡に相応しい形態に統廃合を含めた再編、再整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路の新設は許可しない。但し、近世の街路の復元を前提とし、再編や再整備を目的としたものは許可する。 既存整備範囲の更新、改修、補修等については歴史的景観に配慮した材質及び色調とするものは許可する。 歩行者等の安全に配慮する必要から車歩道の拡幅等の改修は、地下遺構への影響を最小限に抑制したものは許可する。
	公共施設、 文教施設等 医療施設	<ul style="list-style-type: none"> 新たな整備は原則として行わない。 既存施設の機能維持が困難となる時期を見据え、特別史跡の指定区域外への移転または撤去等について調整及び促進に努める。ただし、本質的価値を構成する諸要素への影響が軽微なものとなるよう規模、意匠、色調、材質などについて配慮を行う場合は、別途判断する。なお、建築物等の絶対高さは12m以下とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の維持・管理のための改修等は許可する。

分類	諸要素	保存管理の方針	現状変更等の取扱基準	
現代の利用に関する諸要素	その他の諸要素	B・C地区	<ul style="list-style-type: none"> ・学術調査等に基づき確認することができる街路遺構及び土塁並びに土塁裾から6m以内での建築物等の整備は原則として行わない。 ・上記以外の場所においては、本質的価値を構成する諸要素への影響が軽微なものとなるよう規模、意匠、色調、材質などについて配慮する。なお、建築物等の絶対高さは8m以下とする。ただし、本質的価値を構成する諸要素への影響が相当軽微なものとなるよう規模、意匠、色調、材質などについて特段の配慮を行った場合、建築物等の絶対高さは12m以下とすることができる。 ・長期的には史跡に相応しい景観を形成するため、特別史跡の指定区域外への移転または撤去等について調整及び促進に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土塁法下から6m以内及び近世の街路遺構上での建て替えは許可しない。 ・上記以外の場所において、既存施設と同規模又はそれ以下で、特別史跡にふさわしい景観及び地下遺構に影響を及ぼさない場合の建て替えは許可する。 ・既存施設の維持・管理のための改修は許可する。 ・現状が駐車場である場合等、既存施設がない場所での新築は許可しない。
		D地区	<ul style="list-style-type: none"> ・学術調査等に基づき確認することができる街路遺構及び土塁並びに土塁裾から6m以内での建築物等の整備は原則として行わない。 ・上記以外の場所においては、本質的価値を構成する諸要素への影響が軽微なものとなるよう規模、意匠、色調、材質などについて配慮する。なお、建築物等の絶対高さは12m以下とする。 ・既存施設の機能維持が困難となる時期を見据え、特別史跡の指定区域外への移転または撤去等について調整及び促進に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土塁法下から6m以内及び近世の街路上での建て替えは許可しない。 ・施設の維持のための必要最小限度の補修は可能とし、改修は外観修景を図る場合は許可する。 ・既存施設がない場所での新築は許可しない。
		その他の地区	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として整備しない。ただし、既存施設の規模を超えない範囲で本質的価値を構成する諸要素への影響が軽微なものとなるよう規模、意匠、色調、材質などについて配慮を行った場合は、別途判断する。 ・既存施設の機能維持が困難となる時期を見据え、特別史跡の指定区域外への移転または撤去等について調整及び促進に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土塁法下から6m以内及び近世の街路上での建て替えは許可しない。 ・施設の維持のための必要最小限度の補修は可能とし、改修は外観修景を図る場合は許可する。 ・既存施設がない場所での新築は許可しない。
		工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の設置等は原則として行わない。ただし、本質的価値を構成する諸要素への影響が相当軽微なものとなるよう規模、意匠、色調、材質などについて特段の配慮を行う場合は、別途判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持・管理、安全上等必要なものについては、必要最小限度の大きさで、地下遺構に影響が及ばないもの及び史跡の景観への影響が相当軽微となるものは許可する。
		記念碑等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の記念碑等については、本質的価値を構成する諸要素に対して悪影響を及ぼさないように屋内等へ移転、集約するものとし、道路・公園等の公共空間における新設は行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・公園等の公共空間における新たな設置は許可しない。 ・既存碑等の移転・撤去は許可する。
		屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・設置等は原則として行わない。ただし、本質的価値を構成する諸要素への影響が相当軽微なものとなるよう規模、意匠、色調、材質などについて特段の配慮を行う場合は、別途判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の撤去等は許可する。

4. 中曲輪南東部区域、外曲輪及びバッファゾーン等

中曲輪南東部区域、外曲輪及びバッファゾーン等は、特別史跡外であるが、特別史跡と一体的な調和を図る必要があることから、各諸要素の適切な保存に努める。また現在、把握している姫路城に関連する諸要素、歴史の変遷に関する諸要素については、町屋等の歴史的建造物や地下遺構等をはじめ、十分に把握できているとはいえない。実態把握については、学識経験者らの協力を得ながら実施し、適切に価値づけを進めていく。

現代の利用に関する諸要素については、姫路城に関連する諸要素及び歴史の変遷に関する諸要素の保存、顕在化との調和を図る。

分類		諸要素	保存管理の方針	
姫路城に関連する諸要素	近世に形成された諸要素	堀	外堀、外堀川	・現存する外堀及び外堀川は現状のまま維持する。 ・埋没した範囲については、地下遺構として確認された場合は、適切に記録を作成し、可能な範囲で保護の方策を探るとともに、遺構表示等により顕在化を図ることを検討する。
			船場川	・往時には姫路と飾磨を結ぶ動線であり、周辺地域の灌漑用水路として機能した歴史的背景を理解促進できる方策を検討する。
		地割(街区)	・本区域の道路の多くは、江戸時代の位置を踏襲していることから、街区の維持に努めるとともに、往時の街道筋などの主要な道路については、文化財サイン等の設置や景観舗装などを検討し、歴史的背景を理解促進できる方策を検討する。	
		保存建造物	・法令等に従い、保存管理を行う。	
		歴史的建造物等	・現存する歴史的建造物について、町並み保全の趣旨を含めた保存の措置を検討すると共に、所有者に対して各種手続きの情報を提供できる仕組みを検討し、現状維持に努める。	
		地下遺構等	・発掘調査により近世の遺構等が確認された場合は、適切に記録を作成し、出土遺物については、適切に保管する。	
歴史の変遷に関する諸要素	中世以前に関する諸要素	地下遺構等	・発掘調査等により中世以前の遺構等が発見された場合は、適切に記録を作成するとともに、出土遺物は適切に保管する。	
		保存建造物	・法令等に従い、適切な保存管理を行う。	
	近代の都市形成等に関する諸要素	歴史的建造物等	・現存する歴史的建造物について、町並み保全の趣旨を含めた保存の措置を検討すると共に、所有者に対して各種手続きの情報を提供できる仕組みを検討し、現状維持に努める。	
		地下遺構等	・都市形成を知る上で重要な遺構が見つかった場合は、適切に記録を作成する。	
現代の利用に関する諸要素	姫路城等の保存・活用に関する諸要素	文化財説明サイン等	・総合的に配置計画を作成し、現在設置している文化財説明サイン等との連携を図りつつ、総合的に姫路城や世界遺産への理解が深まるよう、設置、再編に努める。	
		展示・調査研究施設	・特別史跡内の諸施設と連携し、姫路城における文化的雰囲気醸成を図る。	
		公園施設	・特別史跡周辺の見学にあたり、見学者が利用しやすい環境の整備に努めるとともに、公園用地において、地域の歴史を解説した文化財説明サイン等の設置を推進する。	
	その他の諸要素	現代建築物	・地域住民が主体となって景観形成づくりが行える仕組みづくりを検討する。	
		地下埋設物等	・国指定建造物を望むことのできる道路や江戸時代から踏襲される道路については、電線地中化等の景観向上を図る方策を検討する。	
		屋外広告物	・姫路城周辺に相応しい在り方を住民と共働で進める仕組みづくりを検討する。	

第7項 曲輪の保全

1. 曲輪及び曲輪と一体となった自然地形の保全

国指定建造物が立地する本丸等区域は、姫路城の最大の特徴である姫山と鷲山の丘陵を利用した平山城を構成していることから、立地する地形そのものを保持する必要がある。また、日常的に多くの見学者が来訪することから、安全確保の観点からも適切な樹木管理、土砂災害につながる毀損や変異がないかといった日常的な観察、石垣や自然斜面の継続的なモニタリングを計画的に実施できる体制を整える。

上山里曲輪東斜面は姫山公園区域から三の丸中央部区域に至る通路に面しているが、近年の豪雨等によって、部分的に崩落が進んでいる。見学者の安全確保、本質的価値の保全の両立を図るため速やかに対策を講じていく。

また、本丸等区域の石垣に設けられた江戸時代の排水施設が機能している箇所は少ないため、江戸時代と曲輪内の排水経路が変化している可能性が高い。本質的価値を構成する曲輪の維持管理、石垣の保存の観点からももちろんであるが、多くの見学者が訪れる場所でもあり、見学者の安全確保の観点からも石垣の耐震診断等と合わせて雨水排水の経路を把握するための調査を実施する。

2. 建造物際の排水の保全

建造物際の排水溝は現在、瓦の再利用による溝を設置しているが、雨だれの跳ね返りにより、建造物下部への影響が発生している。建造物の修理を計画どおりに行うためにも影響の少ない構造に変更する必要がある。同時に曲輪内の排水機能を合わせもつことから、史跡・建造物の本質的価値を維持するためにも、地下遺構への影響のない方策を検討していく。

第8項 石垣の保全

1. 石垣カルテの更新と耐震診断

姫路城の本質的価値を構成する石垣の保存管理については、本節第6項で述べた。ここでは石垣修理の基礎となる石垣カルテの更新と石垣の耐震診断について整理する。

建造物の安全性確保については、「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」、「重要文化財（建造物）耐震診断指針」において示され、その趣旨に準じた形で石垣の安全性確保の考え方について令和5年7月に「文化財石垣耐震診断指針（案）」（「石垣指針」）が示された。石垣指針では、大地震に対しても人命に重大な影響を与えないことを目標とし、性能が不足する場合まずは立入を制限するなど活用方針を見直す対処方針の作成を行い、立入制限等による安全性確保が困難な場合は史跡や建造物等の文化財的価値を著しく損なわない範囲で安全対策工、補強を実施するものとしている。

姫路城においても、石垣指針に従い人命、安全確保等を主眼とした扱いとするが、石垣指針では、文化財としての側面の保全には触れられていない。そのため、姫路城石垣の耐震診断にあたっては、石垣指針に従って試行するとともに、個々の石垣が有する本質的な価値についても学識経験者の指導を受け調査研究を進め、今後策定される正式な石垣指針に基づき、石垣カルテの更新に反映し、最新のデジタル技術等も導入し将来の修理に備えるものとする。また、石垣の耐震診断により、危険性が高いことが判明した場合は、仮設の階段や通路などの設置も視野に入れた見学ルートの変更や公開中止エリアの設定などにより対応するとともに、石垣修理計画に反映し、工法検討を行い、石垣の修理を実施していく。

2. 石垣の修理

姫路城の石垣修理は、『特別史跡姫路城跡石垣総合調査報告書』に基づき、特別史跡姫路城跡石垣修理計画を作成し、平成20年度から順次修理を実施してきた。令和元年度には対象となる石垣の中間見直

しを行っており、計画に基づく継続した石垣修理を通じて、担当する専門職員の石垣修理監理・監督能力の向上、築石や栗石等の材料の安定的な確保、修理技術者の育成等を図っていく。令和7年度から10年度までの計画は以下のとおりである。

年度	区域名	位置
令和7年度(2025)	姫山公園区域・本丸等区域	南勢隠門石垣・ろの門南西石垣
令和8年度(2026)	本丸等区域	ろの門南西石垣、備前丸東面石垣
令和9年度(2027)	本丸等区域	備前丸東面石垣、はの門西方石垣、この門東方石垣
令和10年度(2028)	本丸等区域	はの門西方石垣、この門東方石垣、レの渡櫓東石垣

令和10年度以降は、下表の石垣を含め、今後実施する耐震診断の結果や緊急度に応じて優先順位等を検討する。

地区	区域名	位置	石垣状況	耐震診断	見学路との距離	高さ(m)	課題・備考
内曲輪	本丸等区域	水一門東方	間詰石抜	未	近	7.6	
		乾小天守西	間詰石抜	未	近	8.9	
		水五門東方	間詰石抜	未	近	7.0	
		ろの門内	間詰石抜	未	近	4.3	工法要検討・落石防止
		菱の門南方	間詰石抜	未	近	4.9	
		天守丸北面	石材表面剥離・間詰石抜	未	近	8.3	公開中止エリア
		天守丸東面	石材表面剥離・間詰石抜	未	近	14.0	公開中止エリア
		備前丸西面	ハラミ・間詰石抜	未	近	18.3	工法要検討
		ぬの門東	間詰石抜・石垣傾き	未	近	16.6	工法要検討
		腹切丸東面	石材表面剥離	未	近	8.4	公開中止エリア
		瓦蔵跡裏	ハラミ	未	遠	5.2	
		カの渡櫓南	岩盤風化	未	遠	3.5	工法要検討
		新太鼓櫓東面	石材ずれ	未	近	19.7	工法要検討
	三の丸西部区域	本城土蔵跡	石垣ゆるみ	未	遠	1.2	一部復元の検討必要
		たの櫓	隅角部ゆるみ	未	遠	11.3	堀に面する
		つの櫓跡	ハラミ	未	遠	6.3	堀に面する
	三の丸中央部区域	折廻除米蔵跡	目地コンクリート詰	未	近	3.0	工法要検討
		むの櫓跡	石垣石材抜	未	遠	6.9	堀に面する・動物園内
	姫山公園区域	喜斎門跡南方	ハラミ	未	遠	6.1	堀に面する
		喜斎門跡北方	ハラミ	未	遠	6.3	堀に面する
		姫路神社北	ハラミ	未	遠	5.8	堀に面する
		八頭門跡	近代改変	未	近	5.3	整備計画要
	内堀区域	勢隠堀	石垣崩壊・ハラミ	未	遠	1.6	堀に面する
		西部内堀	石垣崩壊・ハラミ	未	近	1.5	堀に面する
		南部内堀	石垣崩落	未	遠	0.8	堀に面する・護国神社内
		北部内堀	石材抜・間詰石抜	未	遠	6.1	堀に面する
中曲輪	好古園区域	市ノ橋門跡	石材表面剥離・間詰石抜	未	近	3.6	
	南部区域	埋門跡	間詰石抜・被火石材劣化	未	近	4.3	
		惣社門跡	石材表面剥離・間詰石抜	未	近	5.1	工法要検討
	東部区域	久長門跡	近代改変	未	近	4.6	
中堀区域	西部中堀	ハラミ	未	近	6.6	堀に面する	

※見学路との距離は、石垣が見学路に面しているものを「近」、離れているものを「遠」する。

第3節 保存に係る区域の拡充・公有化

第1項 特別史跡指定区域の拡大

1. 指定区域の拡大を図る地域

特別史跡姫路城跡の指定範囲は、概ね中曲輪と同範囲であるが、東南部の一角は土塁が削平され南部中堀も埋められていることから、指定範囲からは除外されている。

この東南部においては、市民会館と国登録有形文化財の旧姫路郵便局電話事務室（現姫路モノリス）の間に惣社門の内門北側櫓台石垣の一部が良好な状態で保存されており、平成24年（2012）に特別史跡に追加指定された。その北側に播磨国総社、姫路郵便局があり、東側には住宅街が広がっている。

南部中堀は、国道2号となっているが、国道拡幅整備等の際に実施した発掘調査の結果、各城門に向かう土橋、外曲輪側の堀石垣等が良好な状態で地下に保存されていることが確認されている。また、元塩町で確認した中堀の一部は、惣社門の石垣とともに特別史跡の追加指定を受けている。

北部の野里門周辺では、門そのものはほぼ残っていないものの、生野（野里）街道が通る重要な城門でもあり、中堀の一部を復元した。今後も、堀を含めた一体的な整備が望まれる。

これらの地域には、私有地が多数あり、権利者も多い状況であるが、本来、中曲輪全体で一つの曲輪を形成し、等質の価値を持つものであることから、条件が整った箇所から順次指定区域の拡大に努める。

外曲輪においては、備前門跡、外京口門跡で石垣等が確認されている。これらの城門は、西国街道が通る姫路城下の東西玄関口であり、参勤交代の大名行列をはじめ、多数の通行があったことなど、歴史的にも重要であることから、条件が整った箇所から順次指定区域の拡大に努める。



平成24年（2012）追加指定の惣社門と未指定の中曲輪南東部区域

2. 指定区域の拡大を検討する地域

姫路城の外郭ラインとして極めて重要である外堀は、東部が普通河川「外堀川」として機能し、西部も外堀の機能も有していた二級河川「船場川」がそのままの位置で南流している。この船場川と分流し、南部外堀へと続く西南隅の一部が水堀状に残されている。本来の外堀の様相については、発掘調査等により明らかにする必要があるものの、痕跡を十分に残している箇所もあることから、指定区域の拡大について検討する。

外堀に設けられた城門については、南東の北条口門の一部を発掘調査で確認しているなど、今後も発掘調査等により他の城門等の重要遺構が確認できる可能性がある。関係機関等との調整を図りつつ、条件整理を行い、指定区域の拡大について検討する。



図：指定区域の拡大予定地域

第2項 土地の公有化

特別史跡内の土地の多くは公有化されているが、自動車学校及び児童福祉施設、宗教施設、私立学校、バス車庫をはじめ民間が所有している土地もある。また、中曲輪南部区域のB・C地区には財務省の貸付地に民有の住宅や店舗等が建ち並んでいる。

公有化等の方針としては、中曲輪北・中部区域における自動車学校及び児童福祉施設、中曲輪南部区域と中曲輪東部区域の民有地の移転・公有化を促進するとともに、B・C地区の街路遺構及び土塁並びに土塁裾から6メートル以内の建物の移転・撤去を促進する。また、B・C地区については、現状での利活用を図りつつも条件の整ったものから物件移転を行い、たとえ長期を要しても史跡に相応しい景観に整備していく。指定区域の拡大を図る地域についても、史跡整備を行う土地については指定区域の拡大を図ったのち、公有化を進める。

第4節 国指定建造物の保存管理

第1項 国指定建造物の保護の方針

姫路城の本質的価値を構成する諸要素のうち、国指定建造物の保存について、「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領（以下、「作成要領」）」に基づき特筆する。

1. 部分・部位の設定と保護の方針

（1）部分の設定と保護の方針

作成要領では、屋根、壁面外観（各面毎）、各部屋を単位として、作成要領が示す標準区分に準じて「部分」を設定し、保護の方針を定めるとしている。

姫路城は、築城以降、必要に応じて修理等が行われてきたが、国指定建造物については、昭和9年（1934）から同39年（1964）にかけて実施された「昭和の保存修理工事」において、現状変更許可を受けて後世の改変部分の復原が行われている。その後も、建造物本体の間仕切り変更等の改変を加えず公開を行ってきており、便益施設等も敷地内に別棟で設けられている。今後も、全棟共通して、活用等のための建造物本体の改変は想定していない。

以上により、各棟、各面、各部屋等に区分せず、全棟共通するものとして屋根、外観、躯体、内部をその単位とし、すべてを文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される「保存部分」に設定する。保存部分の保護の方針を以下に示す。

表：部分の区分と保護の方針

区分	部分の単位	保護の方針
保存部分	屋根、外観、 躯体、内部	文化財としての価値を保護することを第一義とし、各部材の保存に努め、補修が必要な部位については在来の仕様・工法（材料の形状・材質・仕上げ・色彩など）を踏襲する。 主として「部位」の基準1又は2に該当する部位により構成され、付帯的な要素として、基準3又は4に該当する部位が含まれる。

（2）部位の設定と保護の方針

作成要領においては、設定した部分について、一連の部材等を単位として、目視による観察や簡単な調査によって明らかな範囲で、標準的な区分に準拠して「部位」を設定して保護の方針を定めるとある。

姫路城においては、これまでの保存修理の歴史、保存管理や防災、公開活用、後述の修理の届出に関する条件等を考慮し、「部位」の単位である「一連の部材等」についての区分の基準と保護の方針を定めることとする。

また、この基準により区分された部材の明示については、各国指定建造物がほぼ同一の仕様で構成されているため、全棟に共通する設定として一覧表に一括して明示する。なお、目視調査等が出来なかった隠蔽部等の部位についても基準を適用するものとして一覧に示す。

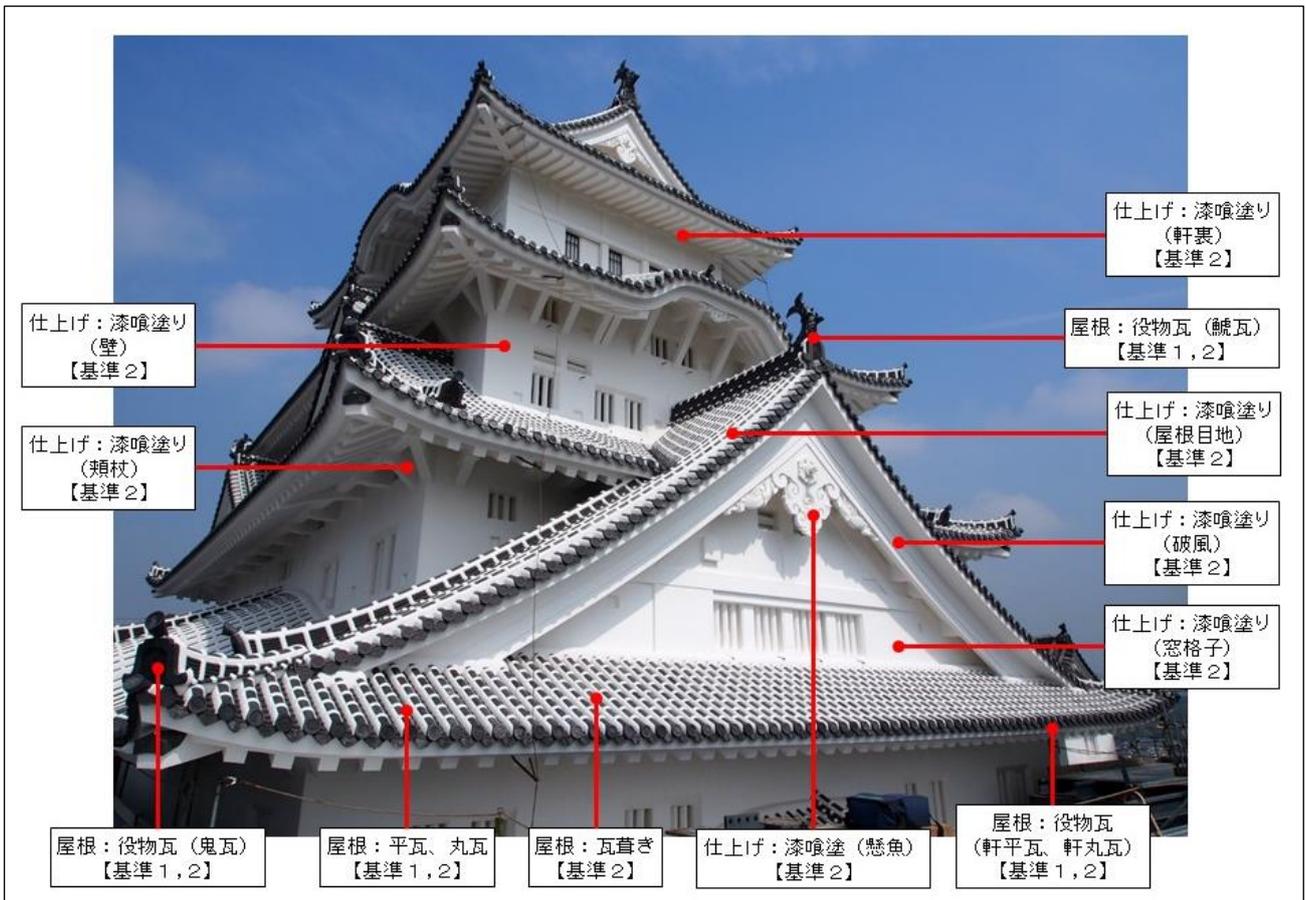
なお、各国指定建造物の木部については、「姫路城重要文化財建造物等保存活用計画（平成25年（2013）8月）」の策定時に、目視調査や過去の保存修理工事等の記録調査などを基に時代区分を行い、「姫路城重要文化財（建造物）調査結果資料」として取りまとめている。この調査結果資料をもとに、各木部における保護の方針を判別することとなるが、これら調査の内容と結果とともに、木部の時代区分図の一例を明示する。

表：部材の区分の基準と保護の方針等

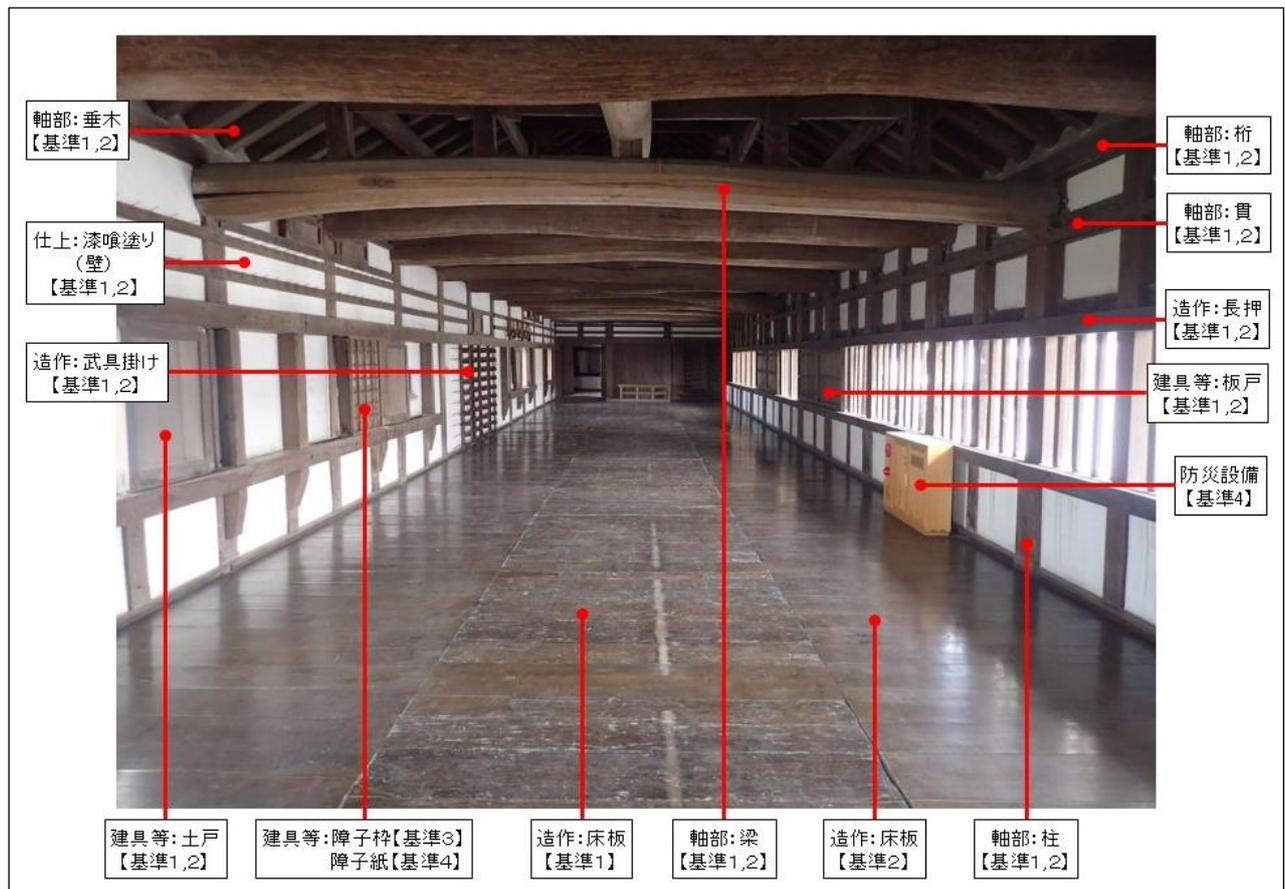
基準	保護の方針	
基準 1	方針等	材料自体を保存し、厳密な保護を図る部材。 姫路城における「往時の姿」の時代設定が酒井家時代（1749～1868）であることを鑑みて、江戸期に構築された部材の区分とする。
	部材	・池田家、本多家による築城時の当初材 ・江戸期の修理等で取替えられた後補材
	取扱い	修理が必要な場合は、剥木、継木などにより最小限の範囲の修理に留める。やむを得ず取換えが必要な場合は、従前の形状、材質、仕上げ、色彩等を踏襲する。 取替え材のうち、技法等を示す重要な材は、別途保管する。 原則、当材を傷める方法による設備機器等の取り付けは行わない。
基準 2	方針等	材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部材。 近代以降の保存修理で取替えられた部材で、主に国の修理技師や、文化財建造物保存修理主任技術者（修理技術者）の判断により、江戸期の部材の技法等（工法、意匠、材種等）を踏襲している部材の区分とする。
	部材	以下の部材のうち、主要な構造材など、不測の事態を除き部材の交換を想定しない部材。 ・明治期から昭和の大修理より前に、陸軍省により取替えられた部材 ・昭和の大修理時に、国の修理技師の設計監理による保存修理で取替えられた部材 ・昭和の大修理後に、修理技術者の設計監理による保存修理で取替えられた部材
	取扱い	原則、基準1の保護の方針に倣う。 防災、耐震等の設備等を取付ける必要がある場合は、基準1の部材を避け、当部材への取付けを検討する。その場合、最小限の損傷に留め、かつ取り外し可能な方法による取付けに限り許容する。
	部材	・漆喰や屋根瓦など、定期的に、材料の取換えが生じる修理が必要な部材
	取扱い	修理が必要な場合は最小限の範囲の修理に努め、取換えが必要な場合は従前の形状、材質、仕上げ、色彩を踏襲する。再用可能な材（瓦、葺き土、壁土等）は、原則、再用する。 取替え材のうち、修理の歴史・技法等を示すものとして貴重なものは、別途保管する。 保存修理、調査研究等による新たな知見により復原した部材は、当基準によるものとする。
基準 3	方針等	主たる形状および色彩を保存する部材。 昭和の大修理までに滅失したが、昭和の大修理時に国の修理技師の調査及び判断により復原され、形状など、江戸期の技法を一定程度踏襲している部材の区分とする。
	部材	・障子、襖、畳などの簡易な建具等
	取扱い	修理、交換が必要な場合は、従前の主たる形状、色彩を踏襲し、材質、仕上げも類似するよう努める。
基準 4	方針等	意匠上の配慮を必要とする部材。 保存管理、公開活用にあたって、適宜更新が必要な消耗材や、取付け等が必要な部材の区分とする。
	部材	・障子紙や襖紙、畳表など（消耗材） ・保存管理、公開活用、防災・耐震等のために設置された仮設物、設備機器等
	取扱い	意匠上の阻害要因とならないよう、形状、色彩等を配慮する。 仮設物、設備機器等については、原則、建造物本体に固定せず、適切な養生を施して設置する。やむを得ず建造物本体に取り付けが必要な場合は、基準2の材への取り付けを検討する。
基準 5	—	所有者等の自由裁量に委ねられる部材。 ※意匠上の配慮も行わない自由裁量による部材の改変等は、これまでも行っておらず、今後も認めないことから、本基準による設定は行わない。

表：部材等の設定

部分	部位	部材等	時代等区分	基準	備考	
屋根	瓦葺き	瓦葺き、谷銅板、葺き土、瓦釘等	現	2	定期的な修理が必要。	
		平瓦、丸瓦、役物瓦（軒丸・軒平・鬼・鯨等）等	江 近、現	1 2		
	仕上げ	漆喰塗り（屋根目地、破風、懸魚等）	現	2	定期的な修理が必要。	
	造作	破風・懸魚・妻格子等の木部	江	1		
			近、現	2		
下地	土居葺き、野地板等	近、現	2			
外観	仕上げ	漆喰塗り（壁、軒裏、頬杖、窓格子、狭間蓋等）	現	2	定期的な修理が必要。	
		漆塗り（火灯窓）	現	2	定期的な修理が必要。	
	造作	狭間枠、狭間蓋等の木部	江	1		
			近、現	2		
	下地	築地塀壁体、漆喰下土壁、小舞下地等	江	1		
			近、現	2		
	外構	下屋土間、園路等 雨落溝	活	4	定期的な修理が必要。修理にあつては、史跡の現状変更許可を要する。	
現			4			
建造物内外に共通する造作（建具枠等）や建具（土戸等）は、「内部」に明示する。						
躯体	小屋組 軒廻り	棟、母屋、束、貫、垂木、腕木、出桁、頬杖等	江	1		
			近、現	2		
	軸部	土台、柱、桁、梁、貫等	江	1		
			近、現	2		
	床組	大引、根太、束等	江	1		
			近、現	2		
基礎	石垣、礎石、束石、鉄筋コンクリート造基礎	江	1			
		近、現	2			
内部	仕上げ	漆喰塗り（壁）	現	2	定期的な修理が必要。	
		漆塗り（釘隠し等）	現	2	定期的な修理が必要。	
		土間（三和土）	現	2	修理にあつては、史跡の現状変更許可を要する。	
		土間（四半敷き）	近、現	2		
	造作	天井、床板、壁板、長押、敷居、鴨居、建具枠、階段、戸袋、武具掛け、釘隠し等	江	1		
			近、現	2		
		貼り壁	金具・金物（鍔金具、門・建具・補強金物等）	現	2	
				江 近、現	1 2	
	下地	漆喰下土壁、小舞下地等	近、現	2		
	建具等	大戸、脇戸、土戸、板戸等	江	1	土戸の漆喰塗りについては、定期的な修理が必要。	
			近、現	2		
		障子枠、襖枠、畳床 畳床（折廻り檜内）	現	3		
			活	4		
	その他 設備等	障子紙、襖紙、畳表	活	4	破損・劣化等により、適宜更新が必要。	
			活	4		
		防災、照明設備等 防災等設備機器の囲い等	活	4	適切な保守点検及び、適宜更新が必要。	
			活	4		
		耐震設備 仮設階段	活	4		
活			4			
展示物 仮設置き床、養生板・シート等		活	4			
		活	4			
安全柵、椅子等、管理・運営に必要な什器類 イベント等仮設物	活	4				
	活	4				
※時代等区分：「江」江戸期材又は江戸期推定材、「近」明治期材又は昭和の保存修理より前の材、「現」昭和大修理以降材、「活」保存活用のために取り付けた整備材等						



図：屋根及び外観における部材の設定例（大天守）



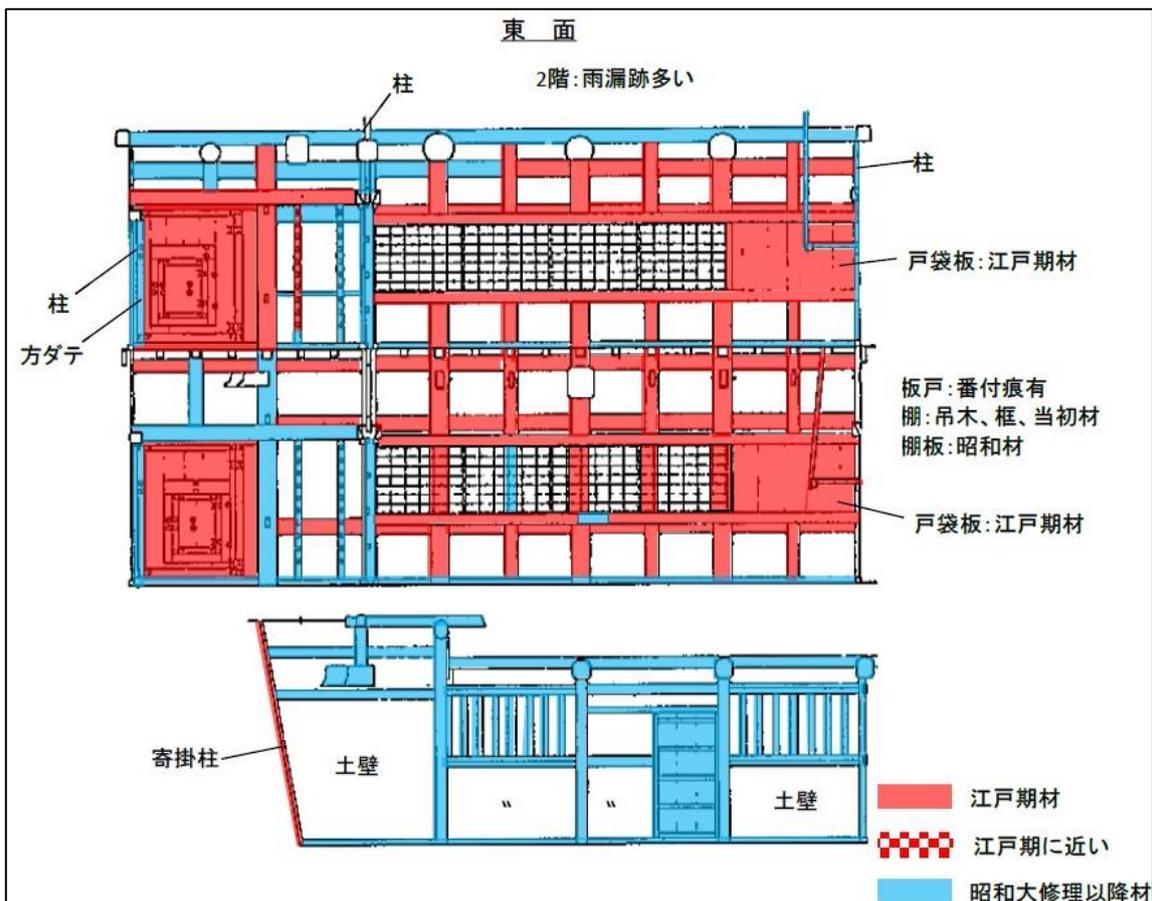
図：躯体・内部における部材の設定例（大天守）

表：木部調査の内容

調査事項	調査内容
①保存修理工事報告書の確認	昭和の大修理の際に刊行された「国宝重要文化財姫路城保存修理工事報告書Ⅰ～Ⅲ」を確認し、各国指定建造物の破損状況や取替えの内容、木材種の仕様等を確認した。
②現地調査	現地調査を行い、上記報告書の記述内容と現在の状況とを照合し、確認した。
③各部材の時代判別	加工痕：部材の表面に斜めから光を当て、加工痕を浮き上がらせ、加工道具や特徴を確認した。 風蝕痕：部材の表面に斜めから光を当て、風蝕の程度を確認した。 木材種：保存修理工事報告書の記載を基に、各部材の材種判別を試みた。
④写真による記録	各国指定建造物の各面の状況をデジタルカメラで撮影、記録し、データを保管した。

表：木部調査の結果

項目	結果	
時代区分	詳細調査の結果、使用木材は、「江戸期材」、「江戸期と推定される材」、「明治期（もしくは昭和の大修理より前）材」、「昭和の大修理以降材」に区分されることが判明した。	
時代区分と加工痕の傾向	江戸期材	鉾(ハマグリ刃、スグ刃、床板含む)、斧(梁類—多面体)、台鉋(雑作材)
	明治期材	台鉋、鉾(スグ刃、梁類—八面体・四面体角落し)
	昭和の大修理以降材	鉾(ハマグリ刃、スグ刃、梁類含む)、台鉋(雑作材)、帯鋸(床板) ただし西の丸櫓群は台鉋(カの櫓を除く)
時代区分と木材種の傾向	江戸期材	ツガほかにマツ、モミ、スギ、ヒノキ(大天守最上階、壁板、建具類)、堅木(土戸の枠・板、石落とし・銃眼の盖板、大天守最上階の外周壁板、まれに柱・梁)
	明治期材	マツ、まれにヒノキ
	昭和の大修理以降材	ヒノキ、マツ(梁類)、ケヤキ(門構えの柱・貫・冠木・門扉)
江戸期材の残存率について	残存率は、天守丸が最も高く、周囲に行くに従い低くなる傾向がみられた。	



図：木部の時代区分図の例（乾小天守、「姫路城重要文化財（建造物）調査結果資料」より抜粋）

第2項 修理計画

日本の文化財建造物の多くは植物性の材料を主として建てられており、雨や風、虫害や経年劣化などの脅威に常にさらされており、その価値を維持していくためには、適切な日常管理と周期的な保存修理が必要となる。姫路城においても例外なく保存修理が必要であり、特に降雨等による漆喰の劣化や、雨漏り等による木部の腐朽は、予防措置も含めて適切に対処する必要がある。

文化庁によると、文化財建造物の保存修理は、破損状況に応じて、「根本修理」、「維持修理」、「小修理」の三種類に区分される。これら修理について、これまでの姫路城の国指定建造物の保存修理の内容と共に、下表に概説する。

表：保存修理の種類

種類	修理周期	内容
①根本修理	平均 150年周期 (長期)	柱や梁などの腐朽、虫害や、建物全体の歪みなど、主要構造部にまで破損が及んだ場合に、建造物を解体して各部材の補修を行い、健全な状態に回復させる修理。全体を解体して組み直す「解体修理」と、一部を解体する「半解体修理」がある。大天守などの「昭和の大修理」は、根本修理にあたる。
②維持修理	平均 30年周期 (中期)	建造物としての機能を維持するため、周期的に行う修理。 屋根や漆喰壁等に見られる経年劣化、破損を補修する修理で、各棟を30年毎に修理を行う「姫路城令和中期保存修理計画」に基づく保存修理や、大天守の平成の保存修理工事などがこれにあたる。
③小修理	都度 (短期)	日常管理で発見した破損等の補修。 突発的に生じた瓦、漆喰、床板等の局所的な破損、欠損、剥離、割裂の修理といった、日常的に傷みやすい屋根や壁の部分補修などがある。

以上を踏まえ、姫路城の国指定建造物について、今後の修理計画について明示する。

1. 根本修理

姫路城の国指定建造物においては、昭和9年度から昭和39年度にかけて、解体修理といった根本修理を含む「昭和の大修理」が行われた。築城から概ね350年を経て、根本修理が実施されていることから、次期根本修理は、一応の目安として、西暦2300年頃に実施するものとする。ただし、現在のような定期的な維持修理による健全性の維持を継続することができれば、根本修理が必要となる時期はさらに後年となることが想定されるため、実施にあたっては、建造物の傾斜や部材の破損、劣化等の状況を詳細調査し、その時期を見定めるものとする。

2. 維持修理

姫路城は、池田家、本多家による建設以降、その健全性の維持のため、適宜、維持修理が行われてきた。国指定建造物については、江戸期に歴代城主の手により行われた修理のほか、明治期、大正期の陸軍による修理や、昭和の大修理後の保存修理がこれにあたる。今後の維持修理の計画として、その規模を鑑みて、大天守とそれ以外の81棟に区分して保存修理計画を明示する。

(1) 大天守の保存修理計画

大天守の維持修理は、その規模から、複数年にわたる工期を要し、素屋根等の工事用仮設物の設置に特段の配慮を要することから、概ね50年毎に国庫補助事業により実施するものとする。大天守は、「昭和の大修理」後も、適宜、小修理を行いながら、平成21年度(2019)から平成26年度(2014)にかけ

て、維持修理である「平成の保存修理」を実施した。そのため、次回修理は令和 46 年（2065）頃の工事開始を目途とし、数年前より、保存修理工事の設計等の検討を始めるものとする。また、「平成の保存修理」時の大天守登閣中止に伴い、文化財保護の普及啓発及び入城者減少対策として設置した、保存修理工事の常時公開施設「天空の白鷺」が好評を得たため、次回計画においても公開施設の設置等を検討する。

（２）姫路城令和中期保存修理計画（令和修理計画）

大天守を除く 81 棟の国指定建造物の維持修理については、別途定めた「姫路城令和中期保存修理計画（「令和修理計画」）」に基づき、国庫補助事業により実施する。「令和修理計画」は、文化庁及び兵庫県教育委員会との協議のもと、文化庁が開催する「文化財建造物修理主任技術者講習会」を修了し、文化財建造物保存修理技術者として承認された姫路市職員（修理担当職員）が策定した。

工事は、修理担当職員的设计監理により実施し、工事の際は、文化財の保存継承の意義や修理内容について普及啓発を行うと共に、立地等を鑑みて可能であれば工事現場の公開などを行うものとする。

なお、「令和修理計画」は、「姫路城平成中期保存修理計画（「平成修理計画」）」の方針を継承し、81 棟を 30 年で一巡する計画としている。姫路城では、屋根目地漆喰や漆喰壁の下部などの雨掛かりの激しい部分は、黒カビが発生するなど劣化が著しく、これまでも定期的な修理が行われてきた。これら修理の履歴や日常的な劣化状況の観察などを基に、「平成修理計画」策定時に修理周期を 30 年とすることが定められた。「平成中期保存修理計画」とは、平成期に策定した、中期的な期間（30 年）にわたる保存修理の実施計画を意味しており、「令和修理計画」も、その名称構成を継承している。

また、修理計画を策定することや、短期間ではなく中期的な期間で毎年修理を実施することについては、次のような意義を含ませている。

表：姫路城令和中期保存修理計画の意義

意 義	趣 旨
①過度な破損の防止	部材の劣化状況の推移に基づく定期的な修理計画の策定は、建造物を過度な破損に至らしめることなく、一定の健全性を維持したままの保存・継承を可能とする。特に、屋根や壁などの適切な修理は、柱や桁、梁などの重要な軸部構造の破損防止に有効であり、重大な支障が生じる前に行う予防的な修理は、価値保存の観点から重要な意義をもつ。
②伝統技術の保存継承	保存修理工事を毎年実施することにより、文化財建造物の価値の保存を支える屋根（瓦葺き、瓦製作）、左官（壁等漆喰塗り）などの伝統技術の保存継承を可能とする。継続的に修理を実施することにより、伝統技術を保有する職人の確保や、次世代を担う職人の育成・技術継承に繋がる重要な意義をもつ。
③継続的な天然材料の確保	継続的な修理により、伝統的な材料の定量的な確保を可能とする。文化財の保存には、職人の伝統技術のみならず、伝統的な材料も必須であり、一度失われると再現が難しい、伝統的な材料の生産・加工技術や体制の維持・継承にも繋がることを期待する。

「令和修理計画」は、瓦の差替え等を中心とした屋根部分葺替えと、屋根目地・壁等漆喰塗り替えや木部、金物補修を中心とした部分修理を主たる工事内容とするが、棟により屋根瓦全面葺替えや、本章第 5 節第 4 項「耐震対策」により検討した耐震補強を、必要に応じて実施するものとする。

次表に、「令和修理計画」に定めた各建造物の施工予定年度とともに、前回修理完了年度及び「令和修理計画」の工事開始時点での前回修理からの経過年数、屋根全面葺替え完了からの経過年数を明示する。

なお、「令和修理計画」の計画期間中に、前回の瓦葺替えや土壁（荒壁）等打ち直しから 100 年近く経過する棟もあり、施工内容の再検討など、適宜計画変更も想定される。

表：姫路城令和中期保存修理計画

事業実施年度		修理箇所	前回修理完了年度	経過年数	屋根全面葺替 経過年数	
第1期	令和6年度(2024) ～令和7年度(2025)	はの門	平成6年度(1994)	31年	85年	
		はの門西方土堀	平成6年度(1994)	31年	86年	
		菱の門東方土堀	平成18年度(2006)	19年	74年	
	令和7年度(2025) ～令和8年度(2026)	ろの門西南方土堀	平成11年度(1999)	27年	86年	
		令和8年度(2026) ～令和9年度(2027)	ニの櫓	平成7年度(1995)	32年	64年
	ニの櫓南方土堀		平成7年度(1995)	32年	65年	
	水の一門		平成6年度(1994)	33年	64年	
	水の一門北方築地堀		平成9年度(1997)	30年	64年	
	水の一門西方土堀		平成7年度(1995)	32年	65年	
	第2期	令和9年度(2027) ～令和10年度(2028)	ルの櫓	平成20年度(2008)	20年	90年
タの渡櫓			平成20年度(2008)	20年	90年	
ヲの櫓			平成20年度(2008)	20年	90年	
令和10年度(2028) ～令和11年度(2029)		ヨの渡櫓(南・中)	平成19年度(2007)	22年	91年	
		令和11年度(2029) ～令和12年度(2030)	ヨの渡櫓(北)	平成19年度(2007)	23年	92年
ヌの櫓			平成18年度(2006)	24年	92年	
令和12年度(2030) ～令和13年度(2031)		カの渡櫓	平成17年度(2005)	26年	93年	
		化粧櫓	平成17年度(2005)	26年	93年	
		化粧櫓南方土堀	平成17年度(2005)	26年	93年	
第3期		令和13年度(2031) ～令和14年度(2032)	レの渡櫓	平成22年度(2010)	22年	21年
	令和14年度(2032) ～令和15年度(2033)		ワの櫓	平成21年度(2009)	24年	95年
		ワの櫓東方土堀	平成25年度(2013)	20年	89年	
		菱の門南方土堀	平成17年度(2005)	28年	56年	
	令和15年度(2033) ～令和16年度(2034)	カの櫓	平成22年度(2010)	24年	51年	
		カの櫓北方土堀	平成24年度(2012)	22年	82年	
		菱の門西方土堀	平成24年度(2012)	22年	82年	
	第4期	令和16年度(2034) ～令和17年度(2035)	イの渡櫓	平成9年度(1997)	38年	97年
			口の渡櫓	平成9年度(1997)	38年	97年
ハの渡櫓			平成8年度(1996)	39年	39年	
令和17年度(2035) ～令和18年度(2036)		ニの渡櫓	平成8年度(1996)	40年	40年	
		ホの櫓	平成10年度(1998)	38年	97年	
令和18年度(2036) ～令和19年度(2037)		への渡櫓	平成10年度(1998)	39年	98年	
		への門西方土堀	平成27年度(2015)	22年	74年	
		への門	平成6年度(1994)	43年	74年	
		への門東方土堀	平成6年度(1994)	43年	74年	
第5期		令和19年度(2037) ～令和20年度(2038)	東小天守	平成14年度(2002)	36年	75年
	イの渡櫓		平成11年度(1999)	39年	75年	
	令和20年度(2038) ～令和21年度(2039)	口の渡櫓	平成15年度(2003)	36年	76年	
		令和21年度(2039) ～令和22年度(2040)	乾小天守	平成13年度(2001)	39年	77年
	令和22年度(2040) ～令和23年度(2041)		ハの渡櫓	平成13年度(2001)	40年	37年
		台所(渡櫓の附)	平成11年度(1999)	42年	78年	
令和23年度(2041) ～令和24年度(2042)	西小天守	平成12年度(2000)	42年	79年		
	ニの渡櫓	平成12年度(2000)	42年	38年		

事業実施年度		修理箇所	前回修理完了年度	経過年数	屋根全面葺替 経過年数
第6期	令和24年度(2042) ～令和25年度(2043)	口の櫓	平成23年度(2011)	32年	103年
		口の櫓東方土塀	平成23年度(2011)	32年	103年
		口の櫓西方土塀	平成23年度(2011)	32年	103年
		ろの門	平成23年度(2011)	32年	102年
		ろの門東方土塀	平成23年度(2011)	32年	106年
		はの門東方土塀	平成26年度(2014)	29年	103年
		※はの門(耐震補強)	令和7年度(2025)	18年	18年
	令和25年度(2043) ～令和26年度(2044)	いの門東方土塀	平成23年度(2011)	33年	103年
	いの門	平成24年度(2012)	32年	103年	
第7期	令和26年度(2044) ～令和27年度(2045)	太鼓櫓南方土塀	平成20年度(2008)	37年	92年
		太鼓櫓	平成26年度(2014)	31年	92年
		りの門	平成26年度(2014)	31年	90年
	令和27年度(2045) ～令和28年度(2046)	ちの櫓	平成31年度(2019)	27年	94年
		リの一渡櫓	平成28年度(2016)	30年	30年
	令和28年度(2046) ～令和29年度(2047)	リの一渡櫓	平成28年度(2016)	31年	31年
	ぬの門	平成31年度(2019)	28年	94年	
第8期	令和29年度(2047) ～令和30年度(2048)	との一門東方土塀	平成27年度(2015)	33年	92年
		との二門	平成27年度(2015)	33年	94年
		との二門東方土塀	平成27年度(2015)	33年	92年
		との四門	平成27年度(2015)	33年	94年
		との四門東方土塀	平成27年度(2015)	33年	92年
		との四門西方土塀	平成27年度(2015)	33年	92年
		との一門	平成27年度(2015)	33年	93年
		トの櫓	平成27年度(2015)	33年	93年
	令和30年度(2048) ～令和31年度(2049)	帯郭櫓	平成30年度(2018)	31年	95年
		帯郭櫓北方土塀	平成30年度(2018)	31年	93年
	太鼓櫓北方土塀	平成30年度(2018)	31年	93年	
第9期	令和31年度(2049) ～令和32年度(2050)	帯の櫓	平成29年度(2017)	33年	95年
		井郭櫓南方土塀	平成29年度(2017)	33年	94年
	令和32年度(2050) ～令和33年度(2051)	菱の門	令和4年度(2022)	29年	100年
		令和33年度(2051) ～令和34年度(2052)	井郭櫓	令和2年度(2020)	32年
	旧番所(井郭櫓の附)		令和2年度(2020)	32年	97年
	ちの門		令和2年度(2020)	32年	97年
	トの櫓南方土塀		平成27年度(2015)	37年	96年
イの渡櫓南方土塀	令和2年度(2020)		32年	89年	
	にの門東方上土塀	令和4年度(2022)	30年	111年	
第10期	令和34年度(2052) ～令和35年度(2053)	にの門	令和2年度(2020)	33年	112年
		にの門東方下土塀	令和5年度(2023)	30年	112年
		はの門南方土塀	令和5年度(2023)	30年	113年
	令和35年度(2053) ～令和36年度(2054)	折廻り櫓	令和4年度(2022)	32年	91年
		備前門	令和4年度(2022)	32年	91年
		水の五門南方土塀	平成31年度(2019)	35年	91年

なお、これら国指定建造物のほか、未指定の「にの門北方土塀(明治44年(1911)頃築造)」、「化粧櫓東方土塀(昭和10年(1935)築造)」、「ヲの櫓南方土塀(昭和12年(1937)築造)」についても修理工事を検討する必要がある。これら3棟の土塀は、保全建造物として位置づけているが、昭和51年(1976)に「化粧櫓東方土塀」の、昭和53年(1978)に「にの門北方土塀」の修理工事を行った以外の記録が残されていないため、近傍の国指定建造物と併せて、修理工事を実施する必要がある。

3. 小修理

国指定建造物については、前記までの修理計画に基づく根本修理、維持修理により健全性の維持を図るが、日常の巡回・点検等で発見した毀損について、維持管理上又は入城者の安全確保上必要となる場合は、小修理を行う。この場合も、「令和修理計画」等に基づく維持修理と同様に、修理担当職員による設計監理により実施し、工事仕様は「令和修理計画」における保存修理工事の仕様に倣うものとする。

なお、小修理として早急に実施する必要があるもののうち、「姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）」に基づき、随意契約によることができる「軽易な工事」として下表の内容を実施する場合は、「修理の届出」を事後に届け出るものとする。また、このうち、同規則第21条第4号に掲げる工事（「修繕」と称する）となる場合は、極小規模で定型的な方法で行う日常の維持管理行為として、「修理の届出」を要しないものとする。「修理の届出」等の詳細は、本節第3項「保護に関する諸手続き」による。

表：「修理の届出」を事後の届出もしくは届出を要しない小修理の工事内容

部分	部位		工事内容
屋根	瓦葺き	瓦葺き等	屋根瓦の割損、ズレの補修などの部分的な差替えや据え直し。
	仕上げ	漆喰塗り（屋根目地、破風、懸魚等）	屋根目地漆喰の剥離、脱落に伴う除去。 漆喰の部分的な塗り直し。
外観	仕上げ	漆喰塗り（壁、軒裏、頬杖、窓格子、狭間蓋等）	漆喰の部分的な塗り直し。（軽易な工事：25㎡程度、修繕：5㎡程度）
	下地	漆喰下土壁	漆喰塗りの修理に伴う中塗り・斑直し等の部分的な塗り直し。（軽易な工事：15㎡程度、修繕：3㎡程度）
内部	仕上げ	漆喰塗り（壁）	漆喰の部分的な塗り直し。（軽易な工事：25㎡程度、修繕：5㎡程度）
		土間（三和土）	三和土の部分的な修理。（軽易な工事：20㎡程度、修繕：3㎡程度） 【特記仕様】 ◆修繕を要する範囲に概ね方形にダイヤモンドカッター等で切れ目を入れ、周囲に解体時の振動が伝わりにくくする。 ◆解体の厚みは後の耐久性を考慮し、最低3cmは鋤取る。 ◆鋤取部分には、赤土、石灰、にがりなどで適度な堅さに練り上げたものを2割増し程度の厚さに敷き均し、タコなどで叩き締める。 ◆取合い部は表面に板を当てた、ハンマーなどで丁寧に叩き締める。
	仕上げ	土間（四半敷き）	磚瓦の部分的な敷直し。 磚瓦が破損している場合は、旧規に倣い、製作したものを使用する。
	造作	天井、床板、壁板、長押、敷居、鴨居、建具枠、階段、戸袋、武具掛け等	入城者の負傷の恐れのある部材の部分的なササクレ、割れ、腐食や、釘の浮き等による材の緩みを解消する、下記の簡易な修理。 【特記仕様】 ◆（切除）鑿等で損傷部分を取り除き、引っ掛かりのない程度に表面を平滑に仕上げる。切除部分の色が目立つ場合は、古色塗りを行う。 ◆（矧木）損傷部分がやや大きい場合は、矧木・埋木により補修を行う。使用する木材は、補修しようとする部材と同種材とする。必要に応じて古色塗りを行う。 ◆（釘浮き）周辺同所の仕様に倣い、金槌で釘頭を沈めることを基本とするが、釘頭を沈めるか化粧打ちとするか注意深く判断する。釘の折れや木部の痩せ等で釘が効かない場合は、同形状の釘に取り替えるか、桧材で埋木を施し打ち直す。 ◆（床板等一部緩み）釘、目鋸など金物起因するものについては、金物の打直し、取替えを行う。根太や板の痩せ、反りなど木部に起因する場合にあつては、飼木の挿入程度で修理できる場合のみ行う。その場合、床下から桧材の飼木を床材に傷つけないよう木槌などで挿入する。 ◆武具掛け等、部材の脱落は、旧規に倣い、取付け直す。

部分	部位		工事内容
内部	造作	貼り壁	既存の紙をそのまま糊張り補修できる破れや捲れのうち、周囲の四分之一を取り外さずに行う貼り直し。 【特記仕様】 ◆補修箇所を清掃した後、紙の皺などを矯正し、鳥の子紙を糊貼りする。 ◆欠損部分があっても上貼りの補足のみとし、下貼りはそのままとする。
		金具・金物(銚金具)	金具の脱落が危惧される場合の留め直し。
		金具・金物(門金具)	金具の脱落が懸念される鋸(太鼓鋸、傘鋸等)の留め直し。 鋸が欠失している場合は、旧規に倣い製作したものを使用する。
		金具・金物(戸金具)	錠前をかける輪管など、日常的管理において使用する金具等の留め直し。 欠失している場合は、類例に倣い製作したものを使用する。
	下地	漆喰下土壁	漆喰塗りの修理に伴う中塗り・斑直し等の部分的な塗直し。
	建具等	大戸、脇戸	床板、壁板等の修理内容に倣う修理。 部材の交換を伴わない建付け調整。
		土戸	漆喰の部分的な塗直し。 戸車の摩耗や劣化、部分的な欠損や脱落の修理。 【特記仕様】 ◆戸車、戸車軸の摩耗等については、旧規に倣って製作し、取り替える。 その際木部の補修が必要な場合は、同種材にて矧木、埋木等適切な措置を講じる。
		板戸	下框の擦り減り、板割れ、釘の欠損などの修理。 【特記仕様】 ◆下框の摩耗は、同種材の薄板を張り、調整する。 ◆板割れが生じた場合の、矧木、部分取替え。 ◆釘は、形状、長さなどを確認のうえ、同一形状のものを新補する。
		障子枠、襖枠、畳床	基準3の障子枠、建具枠、畳床の部分的な修理。 【特記仕様】 ◆下框の摩耗は、桧材の薄板を張り、調整する。 ◆木部の破損については、同種材を用い、既存の寸法、形状、仕口に倣い、矧木や埋木を行う。 ◆畳床は、畳表の交換の際に適宜裏返し等を行い、畳床を交換する必要がある場合は、旧規の仕様に倣い交換する
		障子紙、襖紙、畳表	基準4のため、修理の届出を要しないが、交換にあたっては以下による。 【特記仕様】 ◆障子紙は、和紙、合成和紙、透明ビニル・アクリルフィルムを用いる。 ◆襖紙は、鳥の子紙(既製品無地)を用いる。 ◆畳表は特級品または上級品の既製品とし、畳縁は無地平織り、木綿製品の既製品を用いる。

4. 保存古材等の保管

これまで、修理に伴って取り外された保存古材等については、日本城郭研究センターを主として、古材倉庫、内部非公開の各櫓などに保管されている。定期的に保存状態を確認し、保存古材等の保存に影響がみられる場合は、適宜対処する。

また、新たに生じた保存古材を、既保存古材と共に整理し、体系的な調査研究を進める。また、保存古材の増加に伴い保管場所の不足が見込まれる場合は、保存場所の適正化を行うとともに、尚も保管場所が不足する場合は、新たな保管場所の確保についても検討する。

第3項 保護に関する諸手続き

1. 毀損等を発見した場合の手続き

(1) 毀損届の提出

文化財保護法第33条の規定に基づき、国指定建造物の全部または一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗みとられたときは、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出る。

国指定建造物の毀損にあつては、以下の場合に、毀損届を提出する。

- ① 災害（台風等）により壁漆喰等の崩落等の毀損が生じた場合。ただし、瓦数枚の破損や壁漆喰表面のヘアクラックなど、軽微なものを除く。
- ② 故意又は重大な過失により壁漆喰、木部等に毀損が生じた場合

(2) 毀損調書の作成

毀損届の提出を要さない経年劣化等のうち、以下の場合は「毀損調書」を作成し、姫路城管理事務所と市教育委員会で情報を共有する。

- ① 維持管理上又は入城者の安全確保上、本節第2項の「3. 小修理」の実施が予定される場合
- ② 特に経過観察が必要な場合

2. 修理を行う場合の手続き

(1) 修理の届出

文化財保護法第43条の2及び国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則（昭和29年文化財保護委員会規則第4号）の規定に基づき、国指定建造物を修理しようとするときは、修理に着手しようとする日の30日前までに、文化庁長官にその旨を届け出る。

ただし、以下の場合、事後の届出もしくは届出を要しないものとする。なお、以下に示す「基準」については、本節第1項「国指定建造物の保護の方針」で定めた基準により、小修理（軽易な工事・修繕）については、本節第2項の「3. 小修理」の規定による。

① 事後の届出とする場合（文化財保護法第53条の5「修理の届出の特例」による）

- ・修理部分が、基準2、3の部位となる場合で、小修理（軽易な工事）を実施する場合。

② 届出を要しない場合

修理の届出を要しない場合は、以下のとおりとする。

ア 補助金の交付を受けて修理を行う場合（「令和修理計画」等に基づく維持修理等）

イ 文化庁長官による命令又は勧告を受けて修理を行う場合

ウ 文化庁長官による現状変更の許可を受けて修理を行う場合

エ 日常の維持管理行為として、以下の行為を行う場合

- ・修理部分が、基準1となる木部の場合で、ササクレ・割れ・節抜け・釘の浮き等の補修など、維持管理行為として部材の交換に至らない小修理（修繕）を実施する場合。
- ・修理部分が、基準2、3の部材となる場合で、小修理（修繕）を実施する場合。
- ・修理部分が、基準4の部材となる消耗材や仮設物、設備機器などの修理等を実施する場合。ただし、修理等が基準1の部位への取り付け等、その保存に影響を及ぼす場合を除く。

(2) 修理の終了報告の提出、修繕調書の作成

修理の届出を行って実施した修理が完了した場合は、「国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則(昭和29年文化財保護委員会規則第4号)」第3条の規定に基づき、文化庁に終了の報告を行う。

維持管理行為として、修理の届出を要しない「修繕」を実施した場合は、「修繕調書」を作成し、姫路城管理事務所と市教育委員会で情報を共有する。

(3) 毀損、修理履歴の記録保存

作成した毀損届、修理届、終了報告、毀損調書、修繕調書の情報は、一覧表で整理・管理し、姫路城管理事務所及び市教育委員会にて共有、保管するとともに、日常の維持管理上の注意箇所の把握や保存修理工事の設計等の参考資料とする。

表：「修理の届出」等の届出及び作成条件

基準の区分	修理条件	事前届出	終了報告	事後届出	届出不要	毀損調書	修繕調書
1	下記以外の修理	○	○	—	—	—	—
	木部のササクレ・割れ・節抜け・釘の浮き等の補修で、部材の交換に至らない小修理(修繕)	—	—	—	○	○	○
2、3	下記以外の、小修理(「令和修理計画」等の補助金の交付を受けて行う修理以外の修理で、競争入札にかかる工事)を行う場合	○	○	—	—	—	—
	小修理(軽易な工事)を行う場合	—	—	○	—	—	—
	小修理(修繕)を行う場合	—	—	—	○	○	○
4	基準1の部位への取り付け等が生じる消耗材や仮設物、設備機器などの修理等	○	○	—	—	—	—
	上記以外の消耗材や仮設物、設備機器などの修理等	—	—	—	○	○	○

3. 現状変更等の制限

国指定建造物の本質的価値を保存する措置として、その現状変更等に関する規定が設けられている。

文化財保護法第43条に、「重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。」と規定されている。

(1) 現状変更等にあたる行為

国指定建造物の保存に関して、現状変更等にあたる行為は、次のようなものがあげられる。

- ① 改造する場合(間仕切りの取付けまたは撤去、窓の取付けなど)
- ② 構造、形式、規模を変える場合
- ③ 意匠を変える場合
- ④ 復原しようとする場合
- ⑤ 移築または曳家をする場合
- ⑥ 建物の建つ地盤の高さを変更する場合
- ⑦ その他国指定建造物の保存に影響を及ぼす行為

(2) 現状変更等が認められない行為

原則として、国指定建造物の形状等を変更する行為は認めない。ただし、保存修理、調査研究等に基づき、国指定建造物の旧規の姿に復原する場合を除く。

(3) 現状変更等の許可等に関する取扱い

① 文化庁長官が行う現状変更等の許可

保存修理、調査研究等に基づき、国指定建造物を旧規の姿に復原する現状変更を行う場合は、文化財保護法第43条の規定により、文化庁長官の許可を受けなければならない。

また、国指定建造物の形状等の変更を伴わない場合であっても、その行為により災害や毀損、構造耐力の低下が生じる恐れがあるといった、国指定建造物の保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化庁長官の許可を受けなければならない。

上記行為を行う場合は、事前に市教育委員会との協議を要する。このうち、国指定建造物の保存に影響を及ぼす行為については、様々なものが想定されるため、現在想定される代表的なものを、内部の保存及び外部の保存に影響を及ぼす行為に区分し、例示する。

なお、「イ 国指定建造物の外部の保存に影響を及ぼす行為」については、本章第2節「特別史跡等の保存管理」に明示する、特別史跡の現状変更等の許可等が別途必要となる。

ア 国指定建造物の内部の保存に影響を及ぼす行為

- i) 国指定建造物内に、企画展等に伴い仮設的な施設（展示物等）を設ける場合
- ii) 国指定建造物内において、仮設的な照明その他の機材等を設置・使用する場合
- iii) 国指定建造物内に、重量物を搬入しようとする場合（過大なものは不可）

イ 国指定建造物の外部の保存に影響を及ぼす行為

- i) 国指定建造物の防火管理区域（本章第5節第2項「防災（防火・防犯）計画」参照）において、建物の新築・増築を行う場合及び指定外の建物の改修等を行う場合
- ii) 国指定建造物に接して、もしくは防火管理区域において、仮設的にイベント等の展示物、照明、配線その他の機材等を設置・使用する場合
- iii) 国指定建造物の周囲における切土、盛土等を行う場合

② 許可を要しない行為

文化財保護法第43条第1項但し書きに規定する、現状変更等の許可を要しない場合は、以下のとおりとする。なお、この場合、国指定建造物の毀損、修理にかかる届出は、本項「1. 毀損等を発見した場合の手続き」、「2. 修理を行う場合の手続き」によるが、毀損の拡大を防止するため応急の措置や非常災害のために必要な応急措置を執る場合で、特に緊急を要する場合の届出は、文化庁との協議による。

ア 維持の措置を執る場合

「国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則（昭和29年文化財保護委員会規則第3号）」第8条に規定される「維持の措置」の範囲は、次のとおりとする。

- i) 国指定建造物が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該国指定建

造物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状）に復するとき。

- ii) 国指定建造物が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

イ 非常災害のために必要な応急措置を執る場合

水害、震災、火災及びその他の予測しがたい事故による非常災害のために必要な応急措置を執る場合。

ウ 保存に影響を及ぼす行為等については影響の軽微である場合

保存に影響を及ぼす行為について、影響の軽微である場合を以下に示すが、行為の実施にあたっては、その内容により、市教育委員会の立会確認等を要するものとする。

- i) 国指定建造物の内部の保存に影響を及ぼす行為

防災上及び美観上の影響が軽微であるとともに、行為の実施にあたり、国指定建造物の床、柱などの木部や壁漆喰等に対する毀損、汚損等を防止する措置を講じる場合。

- ii) 国指定建造物の外部の保存に影響を及ぼす行為

防災上及び美観上の影響が軽微であるとともに、行為の実施にあたり、国指定建造物の屋根や壁漆喰等に対する毀損・汚損等を防止する措置を講じる場合及び周辺の石垣や地形などの構造耐力の低下や、災害を及ぼす恐れのない場合。

ただし、特別史跡の現状変更許可等を得られない場合は、行為の実施を不可とする。

第5節 管理・防災計画

内曲輪については、「姫路城管理条例」及び姫路城管理条例施行規則等に基づき、姫路城管理事務所が管理を行っている。

本節では、内曲輪のうち、国指定建造物など、姫路城の本質的価値を構成する諸要素が集中する本丸等区域を中心に、内曲輪のその他の区域及び特別史跡である中曲輪の管理・防災計画を明示する。なお、三の丸東部区域は動物園の、それ以外の都市公園「姫路公園」の大部分は、姫路城総合管理室の管理区域となっている。

第1項 管理計画

1. 管理体制

(1) 日常管理・点検・警備等

担当部局：姫路市観光経済局姫路城総合管理室

電話番号：079-284-5685

担当部局：姫路市観光経済局姫路城管理事務所

電話番号：079-285-1146

(2) 特別史跡の保存

・保存指導

担当部局：姫路市教育委員会事務局生涯学習部文化財課（埋蔵文化財担当）

電話番号：079-221-2787

・保存修理

担当部局：姫路市教育委員会事務局生涯学習部城郭研究室

電話番号：079-289-4877

(3) 国指定建造物等の保存

・保存指導、保存修理工事の設計・工事監理

担当部局：姫路市教育委員会事務局生涯学習部文化財課（文化財（建造物）担当）

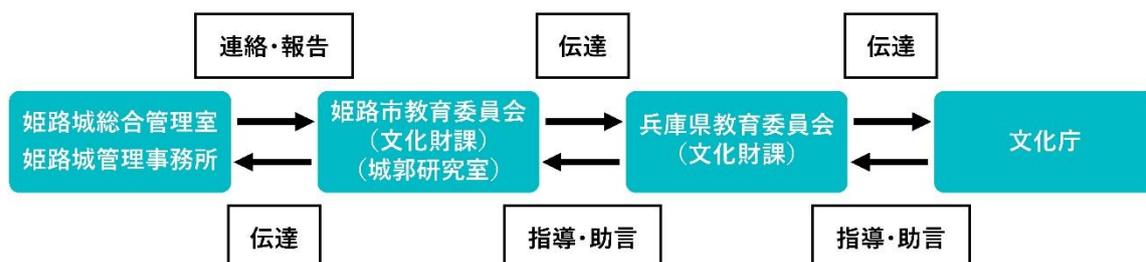
電話番号：079-221-2786

・便益施設、防災施設等の設計・工事監理

担当部局：姫路市都市局公共建築部営繕課

電話番号：079-221-2645

2. 連絡体制



図：管理上の緊急時などの連絡体制

3. 管理方法

姫路城の保存環境を良好に維持するために必要な事項について、姫路城管理事務所が実施する管理方法を明示する。

(1) 保存環境の管理

① 清掃・整頓に関する事項

- ・毎日の業務として、屋内、屋外の清掃・整頓を行う。
- ・園路においては、国指定建造物の屋根目地漆喰や瓦等の剥離片、枝木等の落下による入城者の負傷の恐れがあるため、脱落しそうなものを含め、こまめに清掃、除去を行う。

② 日照・通風に関する事項

- ・適宜、周辺樹木の剪定を行い、日照・通風を確保する。
- ・公開日には、国指定建造物の建具等の開閉を行い、通風を確保する。非公開部分についても適宜建具等の開閉を行う。

③ 蟻害・虫害・腐朽防止に関する事項

- ・日常の巡回による点検を行い、蟻害等の早期発見に努める。
- ・蟻害等を発見した場合は早期に対処し、必要に応じて防蟻・防蟻処理を行う。
- ・処理にあたっては、市教育委員会と協議を行う。

④ 風水雪害に関する事項

- ・台風等が発生した場合は、緊急時のマニュアルに基づき、対応する。
- ・台風等の通過後は、規模の大小にかかわらず城内を一巡し、国指定建造物や石垣等に異常がないか、点検を実施する。異常を発見した場合は、市教育委員会に報告すると共に、応急処置の検討や毀損届の提出など、必要な対応をとる。
- ・日頃から降雨時の雨水排水の状況を確認し、今後の雨水排水路整備計画の検討に備える。

(2) 維持管理

保存環境の管理のほか、日常の巡回による状況確認や点検等を行い、国指定建造物や石垣等の保存に影響がないよう適切に維持管理を実施する。保存に影響を及ぼす恐れのある異常を発見した場合は、速やかに市教育委員会に状況を報告する。異常の第一報は電話等により連絡し、状況に応じて、市教育委員会による現地確認等を行う。

発見した異常が国指定建造物の毀損等であった場合は、本節第4項の「3. 小修理（臨時的な措置）」により、適切な維持管理を実施する。なお、日常の維持管理行為として修理届を要しない修理は同項の規定によるが、それ以外の届出等、必要な手続きは、本節第3項「毀損、修理の取扱い」による。

(3) 地域の協力体制

保存環境の管理にかかる地域の協力として、市内の小学校、中学校、高校及び各種団体（自治会・企業等）により、ボランティア活動として清掃等のご協力をいただいている。

また、昭和51年より陸上自衛隊姫路駐屯地の協力も得ており、訓練の一環として、城内の石垣の雑木伐採除去、内堀の清掃等、通常実施困難な箇所等重点的な清掃が行われている。

第2項 防災（防火・防犯）計画

姫路城管理事務所における防火管理業務について、国指定建造物を中心とした防災計画を明示する。なお、防火管理業務にかかる必要事項については、「姫路城管理条例施行規則」、「姫路城防火管理規則」、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に基づく「姫路城消防計画」等の定めによるものとし、本項では、各規定を概観するとともに、「作成要領」に基づき、防火管理区域の設定及び特筆すべき事項について明示する。

1. 防火管理者、火元責任者

「姫路城消防計画」第5条により、姫路城管理事務所長が「防火管理者」に定められている。また、同計画第10条に規定する「火元責任者」には、姫路城管理事務所副所長が指定されている。

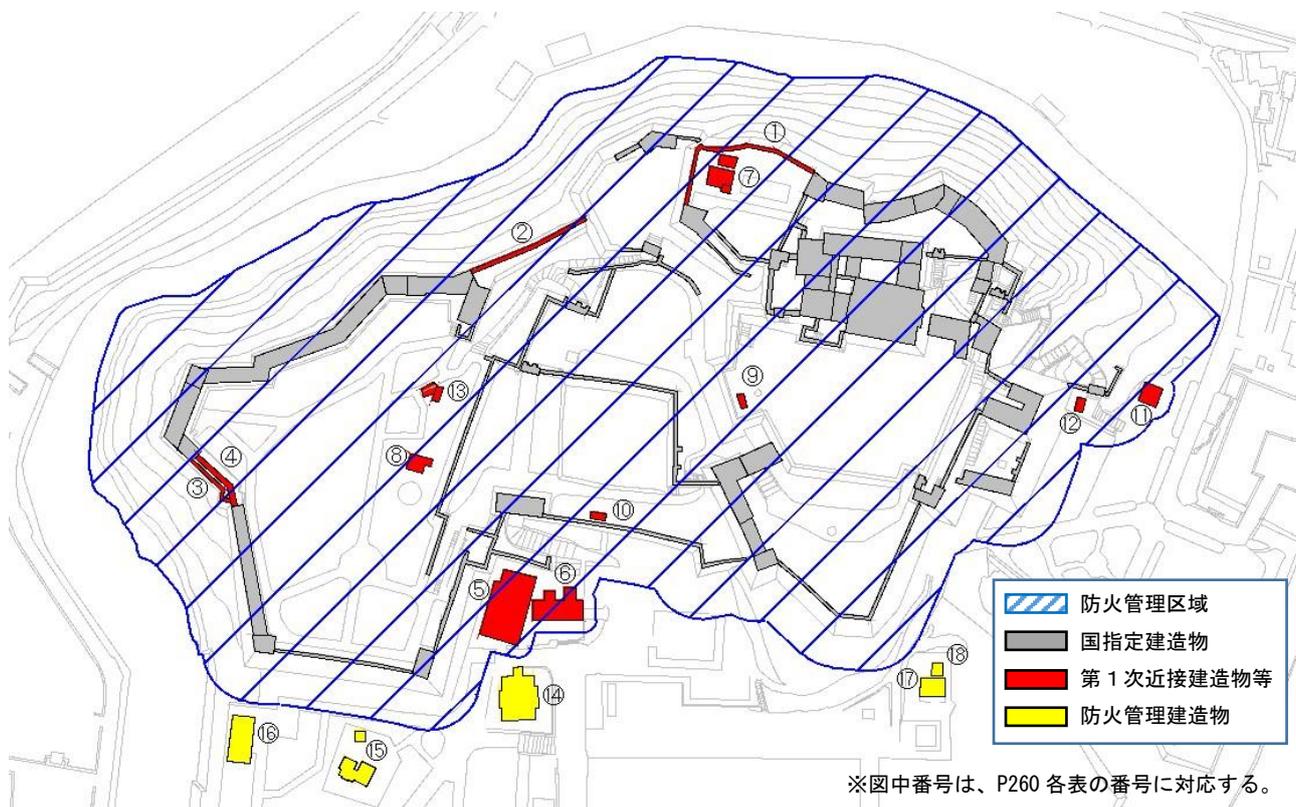
2. 国指定建造物の防火管理区域の設定

（1）防火管理区域

国指定建造物の防火管理の対象区域（防火管理区域）を定める。防火管理区域では、火災の発生を防ぐため、後述する予防措置を講じる。

姫路城の本丸等区域は、「姫路市火災予防条例（昭和37年姫路市条例第14号）」第24条第1項に基づき、後述の「喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んではない場所」と定められ、その範囲が示されている。

防火管理区域は、上記範囲、国指定建造物の周囲20メートルの範囲及び「第1次近接建造物等」の周囲5メートルの範囲を重ね合わせた区域とする。また、これら区域に近傍し、「姫路城消防計画」において、火元責任者がおかれている「防火管理建造物」についても、後述の予防措置を講じるものとする。



図：防火管理区域

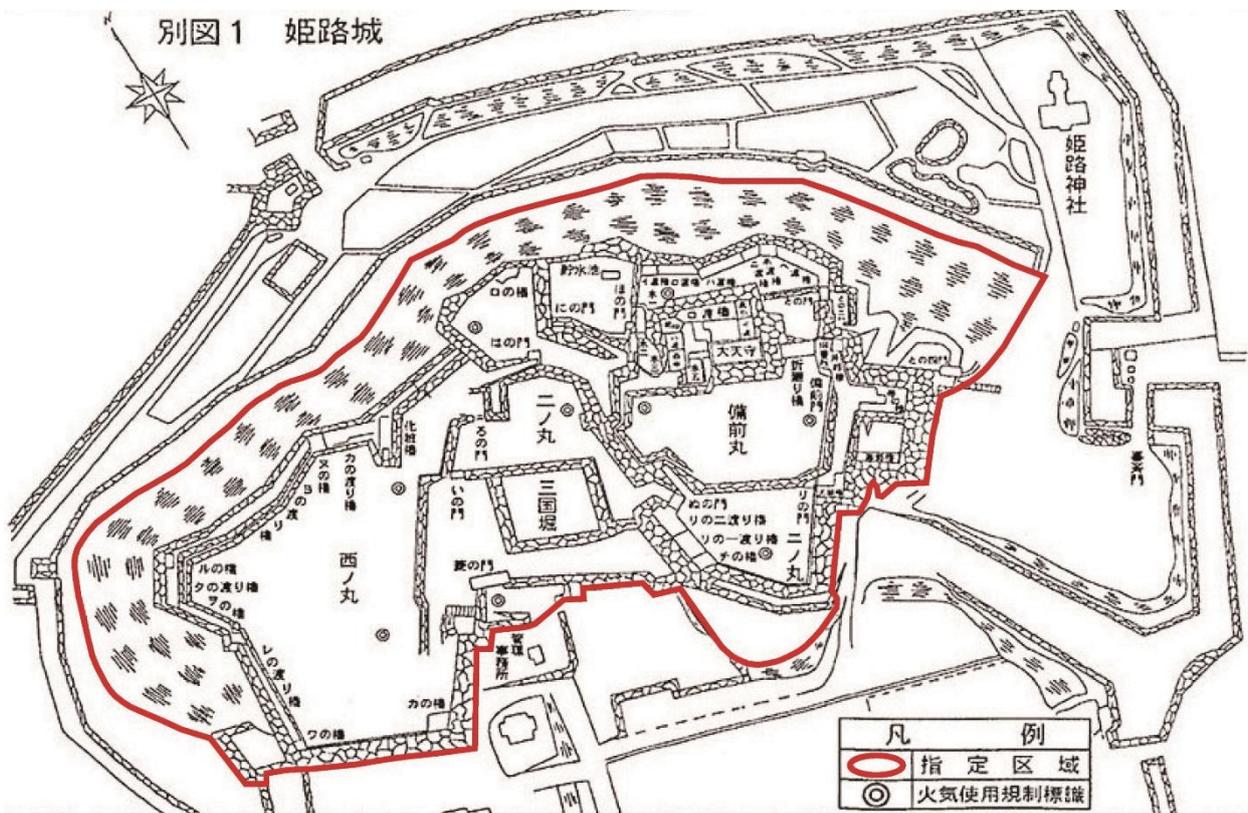
なお、「作成要領」では、国指定建造物に近接する建造物等のうち、国指定建造物に近接して延焼の恐れのある建造物・樹木等で、国指定建造物との近接距離が 20 メートル以下のものを「第 1 次近接建造物等」とし、「第 1 次近接建造物等」との近接距離が 5 メートル以下のものや、それ以外の範囲にある警報設備の受信機等を設置するなど防火管理上必要な建造物を「第 2 次近接建造物等」とするとあるが、本区域においては、「第 1 次近接建造物等」のみが所在する。

(2) 火気の使用等が制限された区域

内曲輪、中曲輪においては、以下の規定に基づき火気の使用等が制限されている。

① 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない場所

内曲輪においては、本丸等区域の一部が「姫路市火災予防条例」第 24 条 1 項に基づき、「喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない場所」に指定されており、「姫路市火災予防施行規程」第 9 条第 1 号の別図 1 において、その範囲が示されている。



図：「姫路市火災予防施行規程」第 9 条第 1 号別図 1

② 姫路公園区域（防火管理区域外）

三の丸などを含む都市公園「姫路公園」においては、「姫路市立公園条例（平成 18 年姫路市条例第 52 号）」第 6 条により、「たき火をし、又は火気を持ち遊び、その他これらに類する危険な行為をすること。」が禁止されており、防火管理区域外においても、火気の使用等が制限されている。

3. 防火環境の把握

(1) 国指定建造物の防災区画と防火環境等

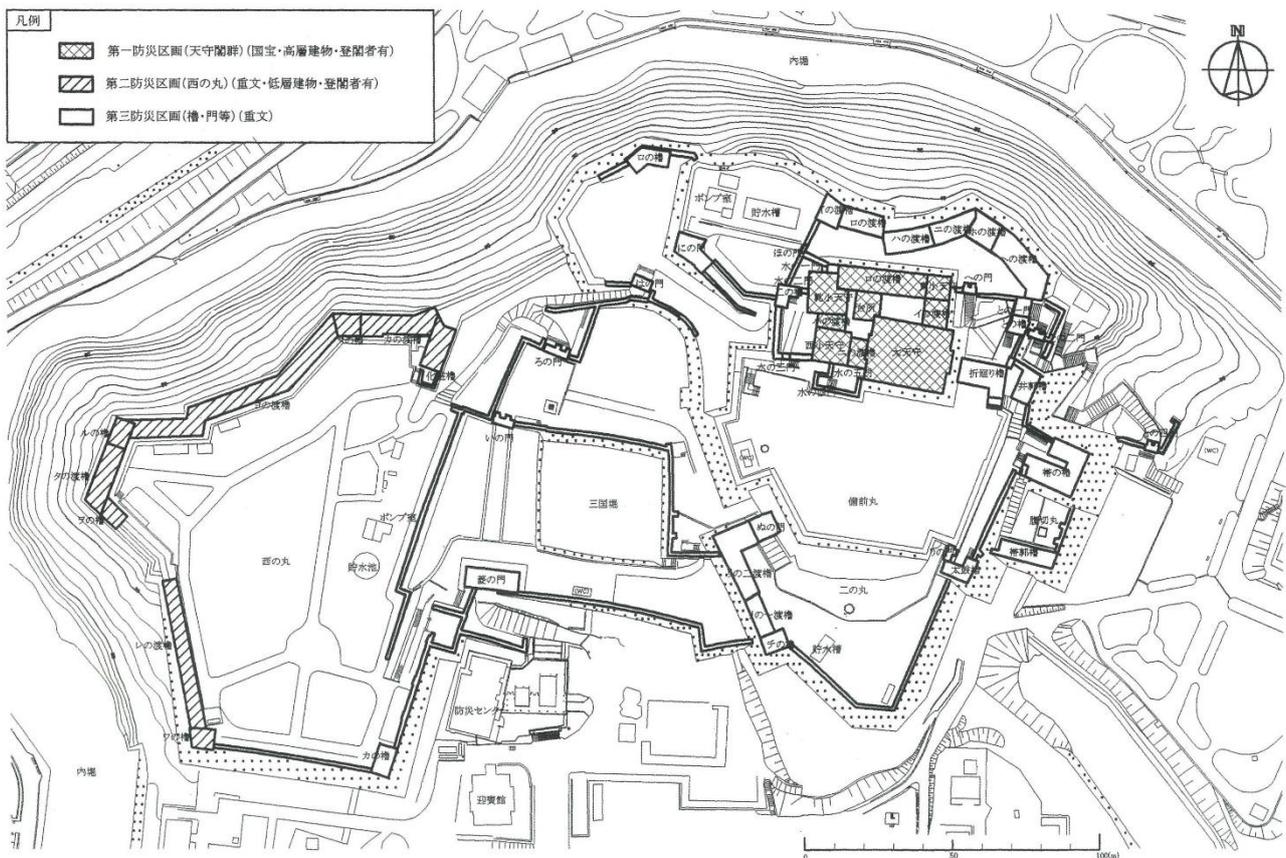
国指定建造物については、従前より、防火上の特性により 3 つの「防災区画」に分類し、各防火区画

に対応した防災に関する計画の策定や設備等の整備、防災体制の構築などを行ってきた。

国指定建造物の防火環境等を整理すると下表のとおりとなる。一部高麗門や櫓門など、漆喰で塗籠められていない建造物を除き、構造的特性上、外部からの類焼の危険性は比較的少なく、内部の木材等も大振りで、万が一の場合でも、簡単には本格火災にまで成長しにくい特徴がある。ただし、一旦火災となると鎮火が容易でないため、建造物内部からの火災をいかに防ぐかが重要であり、放火等を未然に防ぐなど、防犯面の対策も充実する必要がある。

表：国指定建造物の防災区画と防火環境

	第一防災区画	第二防災区画	第三防災区画
建造物群	天守群	西の丸（百間廊下・長局）	櫓・門・堀
指定種別	国宝	重要文化財	重要文化財
構造	木造高層建、瓦葺、壁漆喰塗	木造低層建、瓦葺、壁漆喰塗	木造低層建、瓦葺、壁漆喰塗
防火環境	消防車両は近寄れない。消防隊員の建物内への進入は、出入口（一ヶ所）以外は極めて困難。	消防車両はある程度近寄れる。消防隊員の建物内への進入も比較的容易。	多くは消防車両が近寄れる。消防隊員の活動も通常どおり可能。
公開状況	年間を通じ建物内に多数の入城者がある。	年間を通じ建物内に入城者がある。	基本的に外観見学だが、特別に公開する場合あり。
避難	階段が急で狭く、避難は非常に困難と予想される。	長大な建物だが、二方向避難が可能。途中の避難口もある。	基本的に立ち入らない。立ち入る場合も避難は容易。
危険度	大	中	小



図：国指定建造物の防災区画

(2) 国指定建造物以外の建造物等の防火環境

防火管理区域内には、次表の「第1次近接建造物等」が所在する。これらは、一部を除き、構造特性上、延焼・類焼しにくい建物が多いが、建物周囲に保管されている管理用の用具など、可燃物となりう

るものの管理等、予防措置を重点的に行う。また、防火管理区域に近傍する「防火管理建造物」についても、同様の予防措置を行う。

また、防火管理区域に生育する樹木等については、延焼・類焼、倒木などによる国指定建造物の損傷の危険性があることから、本章第6節第1項「植生管理」のとおり、危険木、支障木の剪定・伐採を適宜実施する。特に姫山樹林は国指定建造物の近傍に群生しており、重点的に樹木管理を推進する。

表：第1次近接建造物等

建造物名	構造	防火環境
① 一の門北方土塀	瓦葺、壁漆喰塗	消防車両は近寄れない。構造的特性上、火災の可能性は低い。
② 化粧櫓東方土塀	瓦葺、壁漆喰塗	消防車両は近寄れない。構造的特性上、火災の可能性は低い。
③ フの櫓南方土塀	瓦葺、壁漆喰塗	消防車両は近寄れない。構造的特性上、火災の可能性は低い。
④ 西の丸仮設廊下	木造平屋建、瓦葺、壁漆喰塗	消防車両はある程度近寄れる。消防隊員の建物内への進入も比較的容易。
⑤ 防災センター(事務所棟)	RC造平屋建、瓦葺、壁漆喰塗	消防車両は近寄れる。消防隊員の建物内への進入も容易。内部に防災監視室、管理事務所を備えた防災体制の拠点。
⑥ 防災センター(出改札棟)	木造平屋建、銅板葺、壁漆喰塗	消防車両は近寄れる。消防隊員の建物内への進入も容易。
⑦ 本丸ポンプ室	RC造平屋建、陸屋根、壁モルタル塗	消防車両は近寄れない。主に第一防火区画用の施設を備える。
⑧ 西の丸ポンプ室	RC造平屋建、瓦葺、壁漆喰塗	消防車両は近寄れる。主に第二防火区画用の施設を備える。
⑨ 備前丸便所	木造平屋建、瓦葺、壁漆喰塗	消防車両は近寄れる。小規模建造物。
⑩ 菱の門東方便所	木造平屋建、瓦葺、壁漆喰塗	消防車両は近寄れる。小規模建造物。
⑪ との四門東方便所	RC造平屋建、瓦葺き、壁漆喰塗	消防車両は近寄れる。小規模建造物。
⑫ 搦め手口出改札棟	木造平屋建、金属板葺、壁漆喰塗	消防車両はある程度近寄れる。小規模建造物。
⑬ 西の丸売店	木造平屋建・金属板葺	消防車両は近寄れる。小規模建造物。壁が少なく、屋根裏が露出している。
— 樹木	—	備前丸、二の丸の上山里曲輪及び三国堀周辺、西の丸以外は消防車両は近寄れない。特に姫山樹林は、消防隊員の到達も時間を要する箇所がある。

表：防火管理建造物

建造物名	構造	防火環境
⑭ 迎賓館	木造平屋建、瓦葺、壁漆喰塗	消防車両は近寄れる。外部は、一部に木部が露出する。
⑮ 茶室「鶯庵」	木造平屋建、瓦葺、壁土塗	消防車両は近寄れる。真壁造で、外部に木部が露出する。
⑯ 古材倉庫	木造平屋建、瓦葺、壁漆喰塗	消防車両は近寄れる。構造的特性上、類焼の可能性は低い。
⑰ 左官小屋	鉄筋コンクリート造平屋建、瓦葺、壁漆喰塗	消防車両は近寄れる。国指定建造物の保存修理のため、内部で火気(窯)を使用する。
⑱ 倉庫	木造平屋建、トタン板葺、鉄板張	消防車両は近寄れる。外部は、一部に木部が露出する。

4. 予防措置(防火・防犯対策)

主に、防火管理区域内における、防火・防犯に必要な予防措置を示す。

(1) 火気等の管理

① 管理運営施設、イベント、行事等に使用される火気の取扱い

防火管理区域における火気の使用(電気コンロ等)は厳禁とする。ただし、イベント、行事等で必要な場合は、市消防局と協議の上、火災予防上支障のないと認められた場合に限り、使用を可とする。火気を使用する際は、防火管理者より防火管理上必要な指示を受けるものとする。

また、防火管理区域において、イベント、行事等で配線等を用いた照明等の設備を使用する場合は、配線等からの失火の可能性も念頭におき、防火管理者、消防局と協議を行ったうえ、電気主任技術者による点検等により安全を確認した上で使用する。なお、イベント、行事等で電源確保のため発電機等を使用する場合は、原則として防火管理区域には設置しないものとする。

② 工事等に使用される火気の取扱い

防火管理区域における工事においては、火気の使用（溶接・溶断等）は厳禁とする。ただし、やむを得ず火気を使用する必要がある場合は、市消防局と協議の上、工事中の消防計画に関して姫路東消防署長宛に届出を行い、火災予防上支障がないと認められた場合に限り、使用を可とする。火気を使用する際は、防火管理者より、防火管理上必要な指示を受けるものとする。

③ 喫煙、たき火、花火等の火気管理

火気の使用等が制限された区域における喫煙は、指定喫煙所を除き、禁止する。

たき火等は姫路市立公園条例などにより禁止されているが、花火等火薬を用いたものについても禁止する。特に、打ち上げ花火等は特別史跡を構成する諸要素への類焼、毀損の恐れが大きいことから、特別史跡内のいかなる場所においても行わないものとする。

ただし、防火管理区域以外の区域において、伝統芸能、民俗行事、学校教育等で伝統的な行事を理解・伝承・再現するために必要な場合において、かがり火程度の小規模で管理可能な裸火を使用する場合であって、市消防局等と協議を行い、十分な消火体制を構築した場合はこの限りではない。

(2) 可燃物等の管理

① 危険物の管理

防火管理区域においては、火災予防上危険な物品（危険物）を設置しない。

その他の区域における危険物を扱う施設（防火管理建造物を含む）については、その数量を指定数量の5分の1未満（ガソリンでは40リットル未満）とし、防火管理者あるいは火元責任者が消火器を備え、危険物の取扱い、種類、数量等について管理する。

② 可燃物の除去・整理

第1項「3. 管理方法」により、定期的に清掃を行い、落ち葉などの可燃物を適切に除去する。

管理、運営、清掃等で生じた可燃物（ゴミ等）については、散乱を防ぐための一時保管場所を定めて保管・管理し、適切なスケジュールに基づき、回収・処分を行う。

管理用具など、可燃性の物品等については、適切に整理、保管する。

③ 防災物品等の活用

防火管理区域におけるイベント等に用いる物品や展示物等には、原則、防災物品等を使用する。

④ 電気設備の更新と定期点検

防火管理区域に設置された電気設備については、電気技術者による定期点検を実施し、不備等があった場合は直ちに対応策を講じるものとする。日常点検では、コンセントやコード等に溜まる埃等も確認し、適宜、清掃を行う。

(3) 警備

① 巡回等警備計画

城警備職員は、交代制により 24 時間姫路城管理事務所に勤務することとし、管理事務所区域を定期的に巡回する。また、防災監視室にも城警備職員を交代制により 24 時間常駐させ、消防用設備等の監視、操作や防犯カメラによる不審者の監視など、管理事務所区域の一元管理をおこなう。

消防設備、防犯カメラやセンサー等の感知器に反応があれば、感知場所近隣の城警備職員が現場に向かい、対応する。

② 施錠管理

管理事務所区域においては、国指定建造物の施錠管理は城警備職員が行うものとし、主要施設の施錠管理は城警備職員及び城事務職員が行うものとする。

③ 夜間照明等

城警備職員は、閉城後、漏電対策として防災監視室に備えられたスイッチにより、国指定建造物内の照明等の主電源を落とし、失火の危険性の低減を図る。

夜間照明は、国指定建造物へのライトアップ（時限点灯）、三の丸広場の外灯のみ点灯する。

(4) 安全対策

① 避難経路等の確保

入城者が通行する出入り口、通路、階段等には、避難誘導上支障となるような物品を置いてはならない。職員のみが立ち入るバックヤードにおいても、職員の避難及び入城者の避難誘導を安全かつ効果的に行えるよう、日ごろから物品等の整理等を適切に行う。

② 収容人員の管理

観光シーズン等、入城者が増加する場合は、国指定建造物の収容人員の制限を行う。特に天守群においては、内部の避難経路の確保が困難となると共に、建造物への負荷が過大となることから、安全性確保のため、適切な入城規制を行う。

(5) 防犯対策

管理事務所区域においては、城警備職員（防災要員含む）による監視カメラ等の防犯設備を用いた 24 時間の監視と巡回警備により、不審者、不適切な行為を早期に発見し、放火・盗難・毀損事故等の防止を図る。また、運営委託事業者の職員（委託職員）も随所に配置し、死角等の低減を図る。

5. 防災体制

(1) 自衛消防隊による災害対応体制

「姫路城消防計画」第 14 条により、防火管理者を隊長とする自衛消防隊を設置する。

自衛消防隊の配備体制として、国指定建造物公開時の「第一次配備体制」と夜間閉鎖時の「第二次配備体制」に区分し、第一次配備体制は、さらに第一防災区画（天守群）、第二防災区画（西の丸）に区分して体制を整える。配備体制ごとに、防災監視班、通報連絡班、消火班、消防誘導班、避難誘導班、救護班、機動班などを組織し、火災その他の非常事態発生に対処する。

(2) 市消防局による災害対応体制

市消防局では、「姫路城警防計画」を作成し、本丸等区域における消火体制を定めている。

「姫路城警防計画」は、第一防災区画である天守群を中心とした「1001-1、-2 姫路城本丸」、第二防災区画を中心とした「1002-1、-2 姫路城西の丸」、本丸の南、東の腹切丸（井戸曲輪）や上山里曲輪、搦め手口などの「1003-1、-2 姫路城二の丸」の6つの警防計画で構成されている。

(3) 防災訓練実施計画

「姫路城消防計画」第22条の規定に基づき、防災訓練を実施する。

自衛消防隊の構成員である城事務職員、城警備職員等及び国指定建造物の公開業務の関係者は、避難誘導、通報、消火、救護、その他防災に必要な訓練等を定期的実施する。また、城警備職員による非公開時間帯の出火想定での訓練を実施し、夜間の防火体制も整える。

表：訓練実施計画

訓練事項	実施時期	実施内容	訓練事項	実施時期	実施内容
避難誘導訓練	年2回以上 年末、1月26日	・火災現場付近の観光客を建物外へ誘導 ・城内放送等の訓練	消火訓練	週1回屋外消火栓 年1回屋内消火栓	消火栓・消火器による消火訓練
通報訓練	年2回以上 年末、1月26日	119番通報・関係機関への通報訓練	救護訓練	年2回以上 年末、1月26日	負傷者、老年者等の救護活動

(4) 姫路城総合防災マニュアルの作成

姫路城の防災にかかるマニュアルとして、主に火災を想定した避難誘導等のマニュアルを備え、訓練等を行っている。大天守の平成の修理以降、国指定建造物の公開にかかる人員が増える一方で、城警備職員は減員傾向にあるほか、近年、国内で頻発する地震等による被害状況を鑑みると、被災時の初動、避難誘導體制の確立は、より確実なものとする必要がある。そのため、火災のほか、地震時等の対応も含め、さらに具体的な避難経路、誘導等を想定した「姫路城総合防災マニュアル」の作成を検討する。

第3項 防災設備整備計画

1. 防災設備の設置状況

国指定建造物の防災設備として、消防法による設置義務が課せられた以上の設備を設置しており、その設置状況を、履歴と共に示す。なお、防犯上の観点から、図面の掲載については割愛する。

(1) 昭和の防災設備

消火設備（貯水槽、エンジンポンプ、屋内・屋外消火栓）、自動火災報知設備（感知器、受信機、発信機）、連結送水管、避雷設備を整備し、その後も更新・拡充を図った。

(2) 平成の防災設備

① 防災監視室による一元管理

全ての設備の管理を一元化するため、新たに建設した防災センター内に「防災監視室」を整備し、防災、防犯等の警報を一括集中監視できるようにした。また、防災センター内には姫路城管理事務所を併設しており、管理施設としての機能も有している。

② 消火設備

天守群及び畳、貼り壁等の可燃性の内装である化粧檜にスプリンクラー設備を導入した。また、天守群に向けて放水できるよう、備前丸に地下式放水砲 2 箇所を設置すると共に、屋内消火栓を 1 人でも操作可能な 2 号消火栓に変更した。

③ 自動火災報知設備

発報した感知器の設置場所が特定できる GR 型受信機を採用し、発報と同時に自動で消防局へ音声による火災通報ができる火災通報装置と、火災現場の画像が伝送できる画像伝送装置とを連動させた。

④ 防犯等設備 非常放送設備、I T V (監視カメラ) 設備

防災監視室でモニター画面を見ながら侵入者等に注意できるよう、スピーカー（非常放送設備）と監視カメラ（I T V）を併設した。また、赤外線センサー(直線的警戒)とネットフェンスセンサー(曲線的警戒)を整備した。

(3) 令和の防災設備

主として、各種設備の機器劣化部の更新(消火設備、警報設備、防犯設備など)を行ったほか、防犯カメラのデジタル化及び観光客の顔認識ができるよう配置の変更を行った。また、姫路城では、数年一度落雷があり、国指定建造物に被害はないものの防災設備機器に被害が生じているため、雷害対策として、自動火災報知設備の中継器に避雷器を取付けた。

2. 今後の防災設備等整備計画

令和の防災設備の改修工事においては、主として劣化部の更新工事に留めた。しかし、本改修工事でも変更しなかったスプリンクラー設備等の配管や動力消防ポンプ、避雷設備の更新、西の丸の建造物へのスプリンクラー設備の増設など、防災施設の全体的なリニューアルが必要と想定される。次回の設備更新時には、概ね 15 から 20 年サイクルで設備の更新を行うとともに、昭和 30 年代に設置した防火水槽や連結送水管等の抜本的な改修も必要になってくるため、全体的な設備改修計画の策定など、事前に綿密な計画を検討する。

また、防災センターに併設された姫路城管理事務所等の管理施設については、建設時と比較して、国内、国外からの観光客の増加など、社会情勢の変化に伴い必要な人員が増加しているものの、十分な執務等のスペースが確保できていない。加えて、状況により入城者の導線の変更や天守群への入城者数の制限などが生じると考えられることから、特別史跡全体の管理の在り方を見据えて、検討を行っていく。

3. 防災設備保守管理計画

「姫路城管理条例施行規則」第 5 条において、防災施設の平常時の試験及び点検について定められており、「姫路城消防計画」第 7 条においては、防火管理者のもと、日常の火災予防を図るための建物、火気等の点検検査を行う「自主点検検査員」をおくこととされている。

平時の点検にあつては、「自主点検検査員」として城警備職員を充て、試験及び点検を実施し、消防設備士等による法定点検と併せて、適切な設備の保守管理を行う。

表：自主点検対象一覧

位 置	数 量	点検回数	位 置	数 量	点検回数
1 防災監視室(集中監視設備)					
防災センター	一式	毎日			
2 消火設備					
(1) 消火器 (100 本)					
天守閣群	30	月 1 回	門・櫓・渡櫓	37	月 1 回
西の丸	19	月 1 回	事務所その他	14	月 1 回
(2) エンジンポンプ (4 基)					
本丸ポンプ室	2	週 1 回	西の丸ポンプ室	2	週 1 回
(3) スプリンクラーヘッド(1,078 基)					
天守閣系統	633	月 2 回・目視	西の丸系統	46	月 2 回・目視
小天守系統	399	月 2 回・目視			
(4) NSバルブユニット (11 基)					
天守閣系統	7	月 2 回	西の丸系統	1	月 2 回
小天守系統	3	月 2 回			
(5) 屋内消火栓設備 (2 号消火栓 46 箇所)					
天守閣各階	11	月 2 回	西の丸内	17	月 2 回
小天守内	18	月 2 回			
(6) 屋外消火栓設備 (34 箇所)					
地上ボックス型	21	月 2 回	地下埋設型	13	月 2 回
(7) 放水砲 (消防隊専用 2 箇所)					
備前丸広場	2	年 2 回			
(8) 消防隊用送水口 (7 基)					
二の丸お菊井戸 SP 用	1	年 2 回	連結送水管	5	年 2 回
西の丸ポンプ室	1	年 2 回			
(9) 消防隊用放水口 (7 基)					
小天守一階	1	年 2 回	連結送水管	6	年 2 回
(10) 貯水槽 (4 箇所)					
本丸ポンプ室東	300 トン	週 1 回	西の丸 (円形池)	140 トン	週 1 回
二の丸お菊井戸南	125 トン	週 1 回	西の丸(地下水槽)	40 トン	週 1 回
3 自動火災報知設備					
(1) 感知器 (603 台)					
名 称	数 量	位 置	点検回数		
差動式熱感知器	11	城内各所	年 2 回		
光電式煙感知器	445	城内各所	年 2 回		
分布型熱感知器	11	城内各所	年 2 回		
赤外線式炎感知器	130	城内各所	年 2 回		
紫外線式炎感知器	6	天守地階	年 2 回		

設置位置	数 量	点検回数	設置位置	数 量	点検回数
(2) 総合盤 (20 台)					
天守系統	1	年 2 回	西の丸系統	3	年 2 回
備前丸系統	8	年 2 回	屋外外部系統	1	年 2 回
二の丸系統	7	年 2 回			
(3) 発信機(46 台)					
天守系統	29	年 2 回	西の丸系統	17	年 2 回
4 避雷針 (27 箇所)					
天守閣群	8	年 2 回	その他櫓	12	年 2 回
西の丸	7	年 2 回			
5 非常放送設備 (スピーカーユニット-屋内 42、屋外 20=計 62 台)					
天守閣屋内	29	年 2 回	西の丸屋内	13	年 2 回
天守閣屋外周辺	4	年 2 回	西の丸屋外	2	年 2 回
二の丸屋外	7	年 2 回	屋外外部系統	7	年 2 回
6 防犯センサー (14 基)					
(1) 赤外線センサー(12 基)					
備前丸系統	1	週 1 回・目視	西の丸系統	2	週 1 回・目視
二の丸系統	2	週 1 回・目視	屋外外部系統	7	週 1 回・目視
(2) ネットフェンスセンサー (2 基)					
屋外外部系統	2	週 1 回・目視			
7 監視カメラ (72 台)					
(1) 屋内用カメラ(51 台)					
天守閣系統	32	週 1 回・目視	西の丸系統	19	週 1 回・目視
(2) 屋外用一体型カメラ(21 台)					
備前丸系統	1	週 1 回・目視	西の丸屋外	2	週 1 回・目視
二の丸系統	4	週 1 回・目視	屋外外部系統	14	週 1 回・目視
8 姫路市迎賓館・茶室鷺庵					
三の丸高台	一式	毎日	使用にあたっては、使用許可者に対して火元の確認及び火気に対する注意を喚起し、使用完了時に報告させている		

表：姫路城管理条例施行規則に基づく試験及び点検

試験及び点検事項	実施時期
ア 消防指令センターとの電話通話試験	毎日 1 回以上
イ 自動火災報知設備の試験	年 4 回以上
ウ 避雷装置の接地抵抗試験	年 2 回以上
エ 防火水槽の水位点検	毎日 1 回以上
オ 放水試験	月 1 回以上

第4項 耐震対策

1. 耐震診断等

(1) 国指定建造物

耐震診断が必要とされた21棟について、表のとおり耐震診断事業を実施する。診断の結果、補強が必要と判断された国指定建造物については、「令和修理計画」において耐震補強工事を実施する。

なお、本耐震診断においては、国指定建造物及びその基礎となる直下の石垣についても各種調査を進めることとする。建造物の診断と共に、令和5年(2023)7月に文化庁により公表された文化財石垣の耐震診断に関する指針・要領(案)に基づき、石垣の診断も含めた耐震診断を実施する。

表：耐震対策事業スケジュール(案)

事業期間	対象建造物
第1期：令和2年度(2020) ～7年度(2025)	西の丸の計8棟(カの櫓、化粧櫓及び化粧櫓に接続するカの渡櫓、ヌの櫓、ヨの渡櫓、ルの櫓、タの渡櫓、ヲの櫓)
第2期：令和8年度(2026) ～11年度(2029)	二の丸群の計12棟(折廻り櫓、への門、備前門、ぬの門、りの門、との一門、との二門、との四門、いの門、ろの門、はの門、この門)
第3期：令和12年度(2030) ～15年度(2033)	天守群の計7棟(西小天守、乾小天守、東小天守、イ・ロ・ハ・ニの渡櫓(附台所))

(2) 石垣等

石垣については、本章第2節8項を参照。

2. 地震時の対処方針

(1) 安全管理

地震時の入城者等の安全管理については、「姫路城消防計画」第20条により、火災時の自衛消防隊の配備体制に準じて適宜対応を行うものとする。避難場所は三の丸広場として入城者の避難誘導を図り、火災が発生した場合は、全力を挙げて消火にあたる。

(2) 被害状況確認、復旧対応

地震後は被害状況を確認し、被害等が確認できれば、法に基づき所定の措置を進める。市教育委員会の文化財専門職員と姫路城管理事務所職員、姫路城総合管理室職員が共同して確認を行い、被害が大きい場合は、立入制限や被害拡大防止措置を行い、速やかに復旧のための対応を開始する。

第5項 耐風等対策

1. 安全管理

台風等発生時の入城者等の安全管理については、「姫路城消防計画」第21条により、火災時の自衛消防隊の配備体制に準じて適宜対応を行うものとし、状況に応じて閉城するなど、安全対策を実施する。

台風等通過後は、被害状況を確認し、被害等が確認できれば、法に基づき所定の措置を進める。

2. 予防措置、応急措置

国指定建造物においては、定期的に修理を実施し、健全性を保つことにより強風等による崩落等の被害の予防を図っているが、壁漆喰等の劣化が著しい部分や、雨漏りが生じている部分については優先的、応急的に修理を行うなど、適宜対応する。なお、壁漆喰等について、継続的に著しい劣化を生じる部分

については、保存修理時に表面硬化剤を塗布するなど、劣化軽減処置も検討する。

強風等による二次的な被害の予防として、本節第1項「管理計画」に基づき、日常的な点検や、飛来物となる可能性のある物品や枝木等の整理、撤去等を実施し、強風、大雨の直接的な被害に対する遮蔽や支持等の特段の応急措置等は実施しないものとする。また、国指定建造物等の近傍地には、倒木等により被害を及ぼす可能性のある樹木が生育しているため、次節第1項「植生管理」に基づき、適切な樹木管理を実施する。

大雨による石垣・地形等の崩落などは、国指定建造物への被害も甚大となることから、日頃より石垣等の観察や、城内の雨水流路等の状況を確認し、第2節第7項「曲輪の保全」に掲げる雨水排水経路の保全等を行うと共に、崩落の恐れがある部分については、計画的な対処の実施を検討する。

第6項 本丸等区域以外の特別史跡における管理・防災計画

1. 管理計画

姫路城総合管理室、姫路城管理事務所のほか、各施設管理者等による管理を適切に行うものとする。

特に、姫路城総合管理室の管轄範囲は広大であり、石垣や土塁上など、寄り付きにくい部分については、保存管理の充実に向けた管理手法を検討する。

本丸等区域は夜間閉鎖しているが、過去には夜間の侵入事例があり、防犯・防災上の対策として、三の丸区域を含めた夜間閉鎖等についても検討していく。

2. 地域防災

(1) 大地震等災害時における管理方針

特別史跡内の広場は、大地震等、広域災害時には避難場所として利用されることとなっているが、同時に、史跡の本質的価値を構成する国指定建造物、石垣、土塁等にも被害が生じていることが想定される。文化庁・兵庫県教育委員会と連携し、特別史跡の価値を守りつつ、国・県・市の関係部局と連携し、弾力的に管理運用していくこととする。

(2) 文化財の保護対策

姫路城の国指定建造物とともに、災害時における市域の指定等文化財について、「姫路市地域防災計画」に示された体制により保護を図るとともに、所在場所の共有や被害状況の調査、救護方法等の具体的な方法について関係機関と連携して整備を進めていく。

第6節 姫路城の植生等の管理

第1項 植生管理

1. 植生管理の方針

- ① 植生管理は、石垣や国指定建造物等の本質的価値を構成する諸要素の保存や顕在化、往時の姿の再現や眺望確保及び見学者の安全の確保を目的とする。専門家の意見などを踏まえ、計画的かつ適切な植生管理により、眺望に優れ、史料に裏付けられた歴史的景観の創出に努める。
- ② 特別史跡においては、姫路城の有する真正性の保持を第一義とする。ただし、近代以降の姫路城の歴史的変遷の中で市民の声や活動により植えられた樹木や、城の管理上必要な植樹など、危険木や支障木、外来種を除き、植樹に至った経緯を尊重した植生管理を行うこととし、姫路城の歴史的変遷を示す景観の一部として、全体の整備との整合を図りながら保全に努める。
- ③ 新規植樹は、原則として行わないこととする。ただし、土地利用の変化や整備方針に基づき、新たな整備に伴い必要となる場合は、将来にわたって特別史跡の本質的価値を構成する諸要素に影響を与えない方策を検討し、必要最小限度の範囲で新たな植栽も可能とする。また、史跡見学者の安全確保のため植栽等が必要な場合も、限定的に実施する。
- ④ 伐採に際しては、地下遺構の保護のため、原則として根系を除去しない。やむを得ず根系を除去する際は、地下遺構への影響等を十分に調査し、遺構の保存に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、根系が枯死・腐食した後に行う。自然斜面の樹木の伐採については、建造物や石垣への影響を考慮して行うとともに、斜面保護との両立についても検討を行ったうえで実施していく。
- ⑤ 特別史跡の周辺については、市街地としてさまざまな土地利用が行われているため、市民や史跡見学者などへの潤いと安らぎの提供として、特に必要な場合は、風致に適合した植栽を施す。

2. 植生管理

(1) 維持管理

- ① 植栽植物については、状況調査（活力度や幹、根、枝等部位の健康度）や専門家による診断を定期的実施し、必要に応じて剪定、施肥、病虫害防除など、適切な管理や措置を行う。公園利用者の安全を確保しながら、木陰や芝生など、公園利用者の憩いの場としての公園機能は維持するが、樹木の間隔が密となり、樹冠が塞がっている場合は、適切な日照確保のための枝おろしを行うとともに、比較的生育が不良な樹木などは必要に応じて伐採する。
- ② 林縁や草地にいち早く出現する実生等の低木、地表近くに生息するつる植物、広場や路傍に生育する荒地雑草は、遺構の顕在化を妨げるのみならず、姫路城の風致を損なうため、適宜、剪定、刈り込み、伐採を行う。道路や公園整備に伴い花壇として整備された箇所において、草花が枯れた場合は、同種を適切に補植し風致の維持に努める。
- ③ 踏圧や過度な落ち葉かきなどにより裸地が発生し、表土の流亡や樹木根系への悪影響が確認される場合は、腐食土や木材チップなどを用い、根系周辺の腐食層を確保するなどして、洗掘の防止、植生の回復に努める。また、必要に応じて立ち入り制限を行い、根元踏み固め防止などの対策を講じるとともに、地下遺構に配慮した土木的な整備について検討する。
- ④ 特別史跡内においては、外来の植栽植物や高木化、野生化した逸出植物など、原則として明治以降に植えられた外来種については伐採を進めていく。また、在来種を脅かす外来種が繁殖している区域については、ブラックリスト（「兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト（ブラックリスト）2010（2023改訂）」、兵庫県）を参考として外来種を除去し、生態系の保護に努める。

- ⑤ 文化財建造物、埋蔵文化財及び植生等の専門的知識を有する専門家とともに、国指定建造物、石垣や土塁等文化財への影響、見学者の安全、景観の確保と大きく3点について適時、調査を行い日常の維持管理や剪定・伐採に反映させる。また、国指定建造物や石垣の修理工事との調整を図り、効率的な剪定・伐採等の計画を策定し実施する。計画策定にあたっては、市民と行政が共通認識のもと、文化財保護に取り組むことが重要であることから、市民参加を検討していく。

(2) 国指定建造物、石垣、土塁の保存

- ① 国指定建造物や石垣などの周辺に生育する危険木は、優先的に剪定又は伐採する。特に、山林火災が生じると甚大な影響が生じる姫山樹林や、倒木が危ぶまれ国指定建造物や石垣などを破損する恐れのある樹木は、重点的に対処する。
- ② 国指定建造物より一定の距離内にある支障木については、定期的に剪定等を行う。特に、修理工事の際の仮設足場設置に支障となる樹木は、国指定建造物や石垣などに近接しすぎている樹木ということであり、覆い掛かる枝葉による瓦や漆喰等の過度な劣化の進行や、根系の生育により石垣の保存に影響を及ぼす要因となることから、伐採等も含めた植生管理を実施する。
- ③ 石垣及び土塁上に生育する樹木については、その機能や外観について文献等を検証し必要な調査を行ったうえ、往時の景観の再現に努め、剪定や伐採など、適切な整備と管理を行う。なお、姫路城の歴史性を理解する上で必要と認められる樹木については、生育状況が極めて悪い場合を除いて、可能な限り石垣との共存を図る。
- ④ 日常的に実施される清掃の際等に目視による調査ができるよう、調査基準等を定め、円滑な植生管理を推進する。特に、根系による石垣の崩れや害虫、枯れ枝などの早期発見により、石垣や国指定建造物の保存や見学者等の安全の確保を図る。石垣や土塁に生育する樹木は、根系の侵入により積石の孕み、倒木に伴う石垣や土塁の毀損に繋がる恐れがあるため、危険木や支障木となりうる実生の樹木などは幼木のうちに抜き取るなど、早期に対策を講じる。根系が既に遺構の保存に影響を及ぼしている場合は、伐採を積極的に検討するが、根系自体が積石や盛土を支えている場合もあるため、状況に応じて伐採方法等を判断する。

(3) 歴史的景観の創出

- ① 過去の植樹、伐採、剪定は、必ずしも姫路城の本質的価値を構成する諸要素の保存について考慮していなかった。そのため、江戸時代における樹種や配置などの植生について、文献等史資料の検証、現地調査や発掘調査、科学的分析等に基づいたデータの蓄積を通じ、樹形等を含めた植生の検討を行い、往時の姿の再現に向け、本来の植生に基づいた空間整備を目指していく。
- ② 石垣や土塁を被覆し、その顕在化を妨げる実生の低木やつる植物、草木類は、定期的に刈り取り、石垣や土塁が視認できるよう適切に管理する。
- ③ 姫路城の歴史性を理解するうえで重要な眺望、特に国指定建造物等への眺望の支障となる高木は、適宜枝おろしを行う。枝おろしでは眺望の確保が困難な場合は、必要に応じて伐採する。また、ライトアップの支障となる高木等についても、同様に剪定、伐採を行う。
- ④ 三の丸御居城や三の丸大路等、復元が想定される場所については、復元のための発掘調査や復元そのものに支障があるものは、剪定、伐採を行う。なお、支障のないものについては、日常の維持管理を行う。
- ⑤ サクラ（以下、ソメイヨシノを指す。）、モミジ等の植栽植物については、「姫山公園」としての開設計以降、植樹されてきた経緯がある。植栽植物自体に本質的価値を有すものはないが、特に、三の

丸広場周辺などのサクラは名所として定着し、近代以降、市民に愛されてきた植生であるため、樹木医等の専門家の指導を受け延命化を図る。延命化が困難な場合は、本丸等区域全域、石垣、土塁、堀などに影響を与えるものについては必要に応じて伐採を行い、植え替え等を行わないものとするが、それ以外の場所については、絵図等の確認や発掘調査を実施し、地下遺構の有無を確認の上、将来においても地下遺構等に影響を及ぼさない方策を考えたうえで、補植等の検討も行う。

(4) 保存樹

- ① 保存樹については、樹形維持のための剪定など、適切な維持管理を行う。
- ② 保存樹は、通常管理行為を除き、枝条の切除や剥皮、断根等一定の制限が設けられているが、保存樹の指定より時間が経過しているため、姫路城の本質的価値や眺望景観、見学者の安全に影響を与えていないか等の観点から状況調査を実施する。保存樹そのものが姫路城の本質的価値の保存に支障を及ぼす場合は、保存樹指定解除等を行い、伐採等の対応も検討する。

(5) 危険木等

- ① 危険木、支障木については、日常的な維持管理及び長期的な計画に基づき、専門家の意見を得ながら積極的に剪定、伐採を行う。
- ② 急傾斜地では、樹木の高木化を抑制するため、適宜剪定、伐採を行う。
- ③ 主幹が著しく傾斜している樹木や特に根系が浅く転倒の危険性の高い危険木は、伐採を検討する。
- ④ 根系が上下水道など市民生活にとって重要な地下埋設物に重大な影響を及ぼす恐れのある支障木は、伐採等を含めた対応を検討する。
- ⑤ 幹や枝が枯損した樹木、落下の可能性の高い横枝は、適宜枝おろしまたは伐採を行う。
- ⑥ 倒木が確認された場合は、虫害等の発生防止のため、可能な限り速やかに搬出、処分する。特に姫山樹林区域には多くの倒木や伐採木が見られるが、搬出のための管理道が区域全体に及ばないため、倒木や伐採木の搬出が一部困難な状況となっている。可能な範囲で管理道の整備を検討するとともに、虫害等発生防止のため、定期的に倒木・伐採木の状態を観測する。

第2項 外来生物等

現在、堀内にはカミツキガメやガー等の人的被害を及ぼす恐れのある外来生物は確認されていないが、ブルーギルやオオクチバス、ヌートリアなど多くの外来生物の生息が確認されている。今後、健全な生態系の維持などの観点からブラックリストを参考に調査や確認を行い、本来の生態系の保護に努める。

内曲輪における動物等による被害は現状では確認できていないが、国指定建造物・史跡等に影響が確認できる場合は、対応を検討していく。また、姫路城では確認されていないが、他都市ではバラ科樹木に寄生するクビアカツヤカミキリの発生などが報告されている。倒木により建造物等に影響を与える可能性もあるため、害虫等も含め早期発見、早期防除が可能となる体制づくりを引き続き進めていく。

第7節 姫路城の景観保全

第1項 基本目標

「基本構想」においては、外曲輪及びバッファゾーン等の将来像を「現代と調和しながら、暮らしと歴史が共存する城郭」とし、活力ある中心市街地のなかに、城を眺めることができる小広場や伝統的な町並みなど、憩いの場を保存・創出することにより、姫路城と日常生活とが馴染んだまちとしての整備と誘導を促進するとしている。

本計画の対象とする区域は、本市の顔として極めて重要な都市機能を担う地区であり、世界遺産姫路城として、歴史的町並み、丘陵や河川、道路、公園、住宅地、商業業務地など、多様な要素が複合した都市景観が形成されている。姫路城と共にある歴史的な都市景観を保全するため、特別史跡の範囲だけでなく、計画区域全体で姫路城と調和した風格ある景観形成を図り、姫路城をシンボルとした美しい都市景観の創出に取り組むことを基本目標とする。

第2項 基本方針

特別史跡及び、外曲輪及びバッファゾーン等は、「姫路市都市景観形成基本計画」において、景観形成の重点地区に設定されるなど、姫路城と調和した景観の誘導が図られている。本計画においては、同計画等を踏まえ、市民のシンボルゾーンとしての意義を高めることができるよう、歴史的な都市景観の保全に関する基本方針を明示する。歴史的建造物そのものの保存とともに、姫路城とその周辺の町並み景観や眺望景観の保全・形成は、特別史跡のみならず、バッファゾーンを含めた「世界遺産姫路城」の保全にむけた地域住民の意識の醸成を図るうえでも重要であることから、住民、地域団体、民間団体、行政等が連携したまちづくりを進め、姫路城が育んできた歴史文化的空間を継承していく。

表：歴史文化的空間を継承する景観保全の基本方針と施策推進の方向性

景観ストーリー	基本方針	施策推進の方向性
伝統の継承と賑わいを生む町並み景観	城下や周辺の街道沿いの町屋、武家屋敷、社寺等を保存、継承する低層の住宅街に見られる歴史的町並みや、江戸時代から続く街路に面した姫路城と調和した商業地が広がる景観を形成する	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的建造物と調和した景観形成施策の充実等による町並みの一体的な保全 近世や近代の歴史的建造物等の早期の把握、調査による景観・文化財等指定・登録等による保存 旧街道沿いの景観舗装、電線等の地中化等による姫路城下とその周辺の歴史を継承する町並みであることを意識した社会基盤整備の在り方の検討 高層建物の抑制などによる低層建物の連なる景観の維持
姫路の象徴を擁する史跡の眺望景観	我が国を代表する平山城であり、その象徴である姫山に築かれた天守群をどの地点からも見ることのできる景観を形成する	<ul style="list-style-type: none"> 天守群を望むことのできる場所の維持・拡大 天守群への視線を遮る諸施設の整理、電線等の地中化、景観色の採用、樹木管理等の施策、景観意識の向上
城主が眺めた城下の眺望景観	天守から、曲輪、石垣、土塁、堀などの遺構や、江戸時代の城主も眺めた山や海が見通せる景観を形成する	<ul style="list-style-type: none"> 石垣、土塁、堀への視線を遮る諸施設の整理、電線等の地中化、景観色の採用、樹木管理等 山・海への視界を遮る突出した建造物等の抑制
旅人も眺めた視点場から望む眺望景観	江戸時代から続く街道、名所、旧跡から望む中景・遠景に聳える天守群と、周囲の自然や背後の山並みが一体をなす眺望景観を形成する	<ul style="list-style-type: none"> 視点場から天守群への視界を遮る諸施設の抑制 街道や城門跡といった歴史的な場所からの新たな視点場の創出 背景となる山・川・海への諸施設の建設の抑制
白亜が際立つ夜間景観	天守群が暗闇で顕在化するとともに、その周辺を安全に周遊できる景観を形成する	<ul style="list-style-type: none"> 姫路城における適切な照明配置等による夜間景観の充実 天守群周辺への眺望を阻害する明かりの排除

第3項 景観保全の方法

本市では、景観法や姫路市都市景観条例に基づく姫路市都市景観基本計画、姫路市景観計画、屋外広告物条例などに基づき、良好な景観形成を図っている。これら景観形成にかかる条例、計画を総じて、前項に掲げる基本方針に基づく、本計画区域における景観保全の方法を明示する。

1. 歴史的町並みの保全

本計画区域は、複数の景観形成の重点地区が定められており、引き続き届出やデザイン事前協議制度などにより、区域の特性に応じた規制誘導を行う。また、歴史的建造物等について、調査研究を進め、都市景観重要建築物等や指定文化財、登録有形文化財への指定・登録も検討し、その保存に努める。なお、都市景観重要建築物等の保全のため、技術的援助及び助成を行っているが、制度の拡充や、景観関連の助成以外の制度も複合した取り組みが出来るような施策も検討する。

2. 景観形成地区の追加・拡大等の検討

本計画区域における景観形成の重点地区のうち、「歴史的町並み景観形成地区」については、世界遺産のバッファゾーンの一部である野里地区のみが、「野里街道地区」として指定されており、伝統ある都市の個性を表す町並みの形成をその目標にかかっている。バッファゾーンには、「野里街道地区」以外にも、歴史的町並みが残る地区があり、歴史的建造物の保存や、これらと調和した景観形成を誘導することにより、姫路城と一体となった歴史的町並みを保全する必要がある。姫路城と調和した景観形成を進める地区のほか、歴史的町並みの保全に重点をおいた、「歴史的町並み景観形成地区」の追加や拡大などを検討し、城下町の再生を促進する。なお、本計画区域外ではあるが、姫路藩船入場が設けられ、姫路城の外港として栄えた飾磨津（飾磨地区）や、飾磨津と姫路城を結ぶ飾磨街道沿いにも歴史的町並みが多く残されており、姫路城と関連の深いこれら地域にも、「歴史的町並み景観形成地区」として重点地区を指定することも検討する必要がある。

表：町並みの保存・保全、景観の形成

用語	説明
歴史的町並みの保存	歴史的建造物が建ち並ぶ町並みにおいて、歴史的建造物そのもの又は、その外観を維持することにより、歴史的町並みの景観を維持すること。
景観の形成	一定の町(街)並みの将来像の実現に向け、一定の基準等に従い、景観を形成すること。
歴史的町並みの保全	歴史的建造物と現代建造物が混在する町並みにおいて、歴史的建造物の外観等を維持すると共に、現代建造物を歴史的建造物と調和した意匠や色彩等の基準に基づいて新築、改修(修景)等を行うことにより、総じて歴史的町並みの景観を形成すること。

3. 視点場の創出と眺望景観の保全

姫路城への眺望が特に優れていると認められる地点や歴史的な街道や城門等を視点場とし、その地点からの眺望景観を保全する。本計画区域においては、低層建造物が連なる地域も、用途地域上は中高層建築が可能であるため、天守群への視線の確保、背後の山並みのスカイラインの維持など、前項の基本方針に即した姫路城城周辺の高さ制限や景観誘導・規制等の方策について、都市計画法、景観法等の制度活用を検討するとともに、市民や事業者などの意識啓発に努め、併せて市民の意見反映措置を充実させ、視点場の創出と眺望景観の保全に努める。

また、都市の品格を左右する影響力を鑑みて姫路城周辺全体の夜間景観の在り方を総合的に検討し、天守群等へのライトアップのほか、公園、道路等、夜間の良質な周遊・眺望景観を演出する。

4. 姫路市都市景観形成基本計画に基づく景観形成の推進方策

姫路市都市景観形成基本計画の第3章において、景観形成の推進方策が示されている。景観形成を進める基本的な考え方として、一人ひとりが景観形成の主体であることを認識することが重要であり、市民、事業者、行政など多様な主体が、それぞれの役割を認識しつつ参画・協働して、地域の景観形成に取り組む「参画と協働の景観づくり」を進めることが必要である、と明示している。

同計画では、この基本的な考え方のもと、(1) 市民意識の醸成、(2) 景観まちづくりの促進、(3) 行政による先導的な景観形成の3つの枠組みにより、景観施策の展開を図るとしている。本計画区域においても展開されるこれら景観施策を以下に概説する。

(1) 市民意識の醸成

市民意識の醸成として、「普及啓発」、「景観資源の発掘・共有」、「情報の収集・発信」を行う。景観講習会やシンポジウム、景観まちづくり出前講座といった、景観形成に対する理解と協力を求める取り組みや、まちなみ見学会などを開催し、市内に埋もれている景観資源、あるいは地域で大切にされている地域レベルの景観資源などを市民とともに掘り起こし、その価値を再認識し共有する取り組みを推進する。また、市域の景観資源や景観まちづくり活動に関する情報、また景観関連の施策や事業に関する情報を収集し、多様な手法を用いて情報発信に取り組む。

(2) 景観まちづくりの促進

景観まちづくりの促進として、「活動支援と人材育成」、「市民・事業者・市のネットワークづくり」、「参画協働型事業による景観形成」を行う。市民、事業者等による主体的な景観まちづくり活動を支援するとともに、景観まちづくりの担い手となる人材育成のための制度を整える。都市景観形成市民団体の認定と活動支援、都市景観形成に寄与すると認められる建築物、工作物、広告物等の所有者の表彰のほか、多様な主体の参画と協働のネットワークづくりや、景観ワークショップ等の開催など、多世代が参加しやすい、参画と協働による景観まちづくりに取り組む。

市民による景観形成への取り組みやまちづくり活動を促進するには、それぞれの活動に対する行政の支援が不可欠である。地元組織と行政との協働による景観形成事業を推進するため、活動支援や都市景観アドバイザーの派遣などにより、地域におけるまちづくり活動の促進と活性化に努める。

また、歴史的町並みの根底をなす町屋等の歴史的建造物の利活用や流通を促進し、町並みの保全やストック活用、地域活性化を図るため、「金沢家屋情報バンク」などの先行事例を参考に、ネットワークづくりの一環として、所有者と利活用希望者とを結ぶ売買や賃貸に関する情報の提供体制の構築を図る。

(3) 行政による先導的な景観形成

行政による先導的な景観形成として、「規制・誘導手法の活用」や、「公共事業による景観形成」を行う。景観法、姫路市都市景観条例に基づき、建築行為等の規制・誘導等による秩序ある景観形成を図ると共に、公共施設整備を中心とした公共空間の整備事業にあたっては、周辺景観との調和を図る観点から、関係機関等との連携を図り、地域の景観形成を先導する質の高いデザイン等の導入を推進する。

道路、公園、河川などの公共施設整備を中心とした公共空間の整備は、景観形成に大きな影響を与えるものである。景観施策の展開に先導的な役割を担っていることから、市民が事業の構想段階から参画するなど、市民の知恵を集め、独創性のある質と満足度の高い公共空間とするとともに、景観形成に関する市民意識の向上を促進する役割を担うことも念頭におく必要がある。このため、公共空間の整備事業については、各プロセスにおける市民参画の仕組み等を検討し、関係機関と連携しつつ推進する。

第8節 調査研究等の推進

第1項 歴史史料等調査

歴史史料等調査は、城郭研究室所属の城郭研究専門員が主体となって行っている。史料の翻刻にあたっては市民団体とも協働しながら行っており、その成果は『城郭研究室年報』に掲載している。また、定期的に城郭市民セミナーや現地見学会、史料講座等も開催するなど、成果の発信についても継続していく。ただ、第5章の課題でもあげたように、姫路藩主を務めた大名家は頻りに交代しているため、酒井家以外の大名家の史資料の調査をはじめ、酒井家の家臣団が所蔵していた史料の把握、町方や寺社に関する史料の把握を進めるため、新たな史料や古写真等の情報提供を継続的に呼びかけていく。

本計画における整備や活用を進めるにあたっては、真正性や歴史的な文脈に基づく必要があることから、整備の真正性、活用の幅を広げるためにも、これまで以上に史資料の調査研究が求められており、本計画の体制の中に城郭研究室の活動をしっかりと位置づけていく必要がある。同時に、専門家を擁する大学や学術機関などとの連携についても積極的に検討を行っていく。

第2項 発掘調査

特別史跡においては、これまで開発等に伴う現状変更との関連から、広大な武家屋敷の一部のみの調査となっているものが多い。そのため、武家屋敷の実態は、外曲輪の町屋等と比べると格段に不明瞭となる。発掘調査は、特別史跡の大部分を占める地下遺構を顕在化する唯一の方法であり、地下遺構の存在の周知、顕在化、調査研究は特別史跡を理解するために欠くことができない。そのため、発掘調査を計画的に実施し、下に示す継続的な流れを構築し、成果の還元を図りつつ、地下遺構への理解を深め、特別史跡姫路城跡の真価の深化を図っていく。併せて、特別史跡における過去の調査成果の公刊も進め、調査研究の基本データの整理を進めていく。



外曲輪における調査件数の増加に合わせて、城下町の実態が明らかになるとともに、姫路城の位置する姫路平野の通史的な様相も明らかになってきている。外曲輪においては、各種開発に伴う記録保存のための発掘調査が主体となるため、江戸時代の町屋等の全容解明といった主体的な目標設定を行うことは難しい。引き続き文化財保護法に基づく取り扱いを行いつつ、成果を公刊し姫路の歴史を解明する基礎資料の蓄積を進めていく。出土品については特別史跡、周知の埋蔵文化財包蔵地に限らず、適切に保管する必要があるため、収蔵場所の確保についての検討を行っていく。また、出土資料を学校教育や社会教育において活用する取り組みについても継続して実施していく。

バッファゾーン等については、現状では限られた範囲のみが周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。これらの地域では、史料等から、姫路城に先行する町場などが知られており、歴史の実態を把握し、遺構や遺物の顕在化を行うことは、地域住民のアイデンティティの形成とも直結する。このため、バッファゾーン等における発掘調査等についても将来的に検討していく。

第3項 建造物調査

(1) 建築物・工作物

国指定建造物の「昭和の大修理」以降の保存修理工事に関する資料が城郭研究室等に保管されているが、保存古材等の詳細な調査や公開活用に向けた具体的な研究は行われていないことから、姫路城の本質的価値の究明や修理に活用するため、保存古材の整理・研究などを行い、姫路城の建造物（建築物・工作物）の調査、研究を進める。

外曲輪及びバッファゾーン等においては、近世、近代に建設された歴史的建造物が多く残っているが、これまで民間団体による一部建築物の調査が行われているものの、悉皆的な調査は行われていない。歴史的建造物の織りなす景観は、地区の特性そのものであり、外曲輪や外町も含み、バッファゾーンも包含した「姫路城」の歴史的町並みの保全を進めるうえでも、それらの把握は必須である。しかし、個人の資産である町屋等の歴史的建造物の保存は、社会的あるいは経済的影響を受けやすく、これら建造物の把握、保存は時間との戦いでもある。文化財や景観部局などの建造物（建築物・工作物）を専門とする市職員だけでなく、ヘリテージマネージャー、所有者、地域住民、学術・専門機関等と協働して、調査等を実施していく。

(2) 土木構造物

石垣、土塁、堀等の土木構造物についての調査研究等は、第5章第2節第6項に記したようにこれまで発掘調査の中で実施してきた。

石垣については、本章第2節第8項に記載したように石垣カルテの更新や耐震診断を通じて、石垣の表面から確認できる手法に加え、必要に応じて地中レーダー等の物理探査等も併用しつつ調査研究を進めていく。石垣修理に伴う解体調査では、石垣の構造や技法、技術等について、表面観察だけではわからない部分の知見を総合的に得ることができるため、修理に合わせてより詳細な調査研究を進めていく。同時に石垣の土木工学的な調査研究や保存・安全対策等についても学術・専門機関とも連携を図りつつ、石垣の保存に資する調査研究を進めていく。

土塁や堀については、整備の根拠を得るために規模等を把握する目的で発掘調査を実施し、土塁の構築方法や堀の形状、石垣の有無など、その一部を明らかにしたものの、大半は手つかずに近い。また、土塁の一部では土砂の流出や倒木によるえぐれ等も確認されており、今後も豪雨や台風などといった自然災害の影響を受ける可能性も高い。このため、土木構造物としての本質的価値の調査研究とともに、維持管理や保護を図る方法についても学術・専門機関等と連携し調査研究を進めていく。